

# 尾花沢市地域防災計画

平成14年3月

(平成28年3月改定)

(令和5年3月修正)

尾花沢市防災会議



# — 目 次 —

<b>第1編 総 則</b> .....	<b>1</b>
<b>第1章 総 則</b> .....	<b>1</b>
第1節 計画の目的.....	1
第2節 計画の方針.....	1
第3節 計画の性格.....	1
第4節 計画の習熟.....	2
第5節 個別法に基づき地域防災計画に記載する事項.....	2
第6節 用語の意義.....	3
<b>第2章 防災アセスメント</b> .....	<b>4</b>
第1節 災害誘因.....	4
第2節 災害素因.....	16
第3節 尾花沢市の災害履歴.....	23
第4節 土地利用の変遷.....	30
第5節 計画の前提となる災害の想定.....	32
<b>第3章 防災ビジョン</b> .....	<b>40</b>
第1節 計画の基本理念と基本目標.....	40
第2節 防災施策の大綱.....	41
<b>第4章 防災関係機関の事務又は業務の大綱</b> .....	<b>45</b>
第1節 防災関係機関の事務又は業務の大綱.....	45
<b>第2編 災害予防計画</b> .....	<b>61</b>
<b>第1章 気象等観測体制整備計画</b> .....	<b>63</b>
<b>第2章 防災知識の普及計画</b> .....	<b>64</b>
<b>第3章 地域防災力強化計画</b> .....	<b>70</b>
<b>第4章 災害ボランティア受入体制整備計画</b> .....	<b>77</b>
<b>第5章 防災訓練計画</b> .....	<b>81</b>
<b>第6章 避難体制整備計画</b> .....	<b>85</b>
<b>第7章 救助・救急体制整備計画</b> .....	<b>94</b>
<b>第8章 火災予防計画</b> .....	<b>97</b>
<b>第9章 医療救護体制整備計画</b> .....	<b>100</b>
<b>第10章 防災用通信施設災害予防計画</b> .....	<b>102</b>
<b>第11章 地盤災害予防計画</b> .....	<b>108</b>
<b>第12章 孤立集落対策計画</b> .....	<b>111</b>
<b>第13章 都市防災計画</b> .....	<b>113</b>
第1節 都市計画対策.....	113
第2節 都市排水対策.....	116
<b>第14章 建築物災害予防対策</b> .....	<b>118</b>
<b>第15章 輸送体制整備計画</b> .....	<b>124</b>
<b>第16章 各種施設災害予防対策関係</b> .....	<b>127</b>
第1節 交通関係施設災害予防計画.....	127
第2節 土砂災害防止施設災害予防計画.....	130
第3節 河川施設災害予防計画.....	132

第4節	農地・農業用施設災害予防計画	136
第5節	ライフライン施設災害予防計画	138
第6節	危険物等施設災害予防計画	141
第17章	食料、飲料水及び生活必需品等の確保計画	144
第18章	文教施設における災害予防計画	147
第19章	要配慮者の安全確保計画	152
第20章	積雪期の地震災害予防計画	157
第21章	消防団活性化計画	160
第22章	水害対策計画	162
第23章	雪害対策計画	164
第24章	鉄道災害対策計画	169
第25章	林野火災対策計画	171
第26章	原子力災害対策計画	174
第1節	総則	174
第2節	原子力災害予防計画	178
<b>第3編</b>	<b>災害応急計画</b>	<b>183</b>
第1章	活動体制関係	185
第1節	防災体制	185
第2節	災害対策連絡本部	189
第3節	災害対策本部	191
第4節	職員の動員配備体制	199
第5節	広域応援計画	206
第5の2節	被災県等への広域応援計画	211
第5の3節	広域避難計画	213
第6節	自衛隊災害派遣計画	216
第2章	情報収集伝達関係	221
第1節	通信計画	221
第2節	気象情報・地震情報等伝達計画	225
第3節	災害情報の収集・伝達計画	233
第4節	広報計画	240
第3章	避難計画	244
第4章	避難所運営計画	258
第5章	災害警備計画	265
第6章	救助・救急計画	266
第7章	消火活動計画	269
第8章	医療救護計画	272
第9章	遺体の捜索・処理・埋葬計画	276
第10章	交通輸送関係	279
第1節	輸送計画	279
第2節	道路交通計画	282
第3節	鉄道路災害応急計画	285
第11章	各種施設災害応急対策関係	287
第1節	公共施設の災害応急計画	287

第2節	土砂災害防止施設の災害応急計画	290
第3節	河川施設災害応急計画	293
第4節	農地・農業用施設災害応急計画	295
第5節	ライフライン施設災害応急計画	297
第6節	危険物等施設災害応急計画	302
<b>第12章</b>	<b>農林水産業災害応急計画</b>	<b>306</b>
<b>第13章</b>	<b>生活支援関係</b>	<b>309</b>
第1節	集積配分拠点運営計画	309
第2節	食料供給計画	311
第3節	給水・上水道施設応急対策計画	314
第4節	生活必需品等物資供給計画	318
第5節	保健衛生計画	321
第6節	廃棄物処理計画	326
<b>第14章</b>	<b>文教施設における災害応急計画</b>	<b>330</b>
<b>第15章</b>	<b>要配慮者の応急対策計画</b>	<b>335</b>
<b>第16章</b>	<b>応急住宅対策計画</b>	<b>339</b>
<b>第17章</b>	<b>自発的支援の受入計画</b>	<b>345</b>
<b>第18章</b>	<b>消防計画</b>	<b>349</b>
<b>第19章</b>	<b>物的公用負担等の実施に関する計画</b>	<b>351</b>
<b>第20章</b>	<b>災害救助法の適用に関する計画</b>	<b>354</b>
<b>第21章</b>	<b>雪害応急対策計画</b>	<b>359</b>
<b>第22章</b>	<b>孤立集落の応急計画</b>	<b>361</b>
<b>第23章</b>	<b>水害対策計画</b>	<b>363</b>
第1節	洪水予報・水防警報伝達計画	363
第2節	水防活動計画	365
第3節	応援計画	370
<b>第24章</b>	<b>大規模土砂災害対策計画</b>	<b>371</b>
<b>第25章</b>	<b>鉄道災害対策計画</b>	<b>373</b>
<b>第26章</b>	<b>道路災害対策計画</b>	<b>375</b>
<b>第27章</b>	<b>林野火災対策計画</b>	<b>377</b>
<b>第28章</b>	<b>原子力災害対策計画</b>	<b>380</b>
第1節	原子力災害応急計画	380
第2節	災害復旧計画	383
<b>第4編</b>	<b>災害復旧・復興計画</b>	<b>385</b>
第1章	民生安定化計画	387
第2章	金融支援計画	392
第3章	公共施設等災害復旧計画	394
第4章	災害復興計画	403



# 第1編 総則



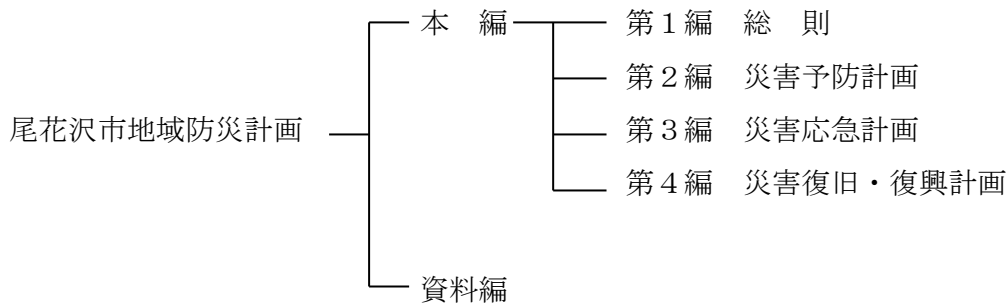


## 第1章 総 則

### 第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、尾花沢市防災会議が尾花沢市に係る防災に関し、尾花沢市及び関係機関が処理すべき事務、又は業務について、総合的な運営を計画化したものである。これを効果的に活用して防災活動を実施することにより、地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するとともに、被災しても人命が失われないことを最重要視し、経済的被害が出来るだけ少なくなるよう備える「減災」の考え方を基本とし、社会秩序の維持と公共の福祉の確保を図ることを目的とする。

なお、本計画の構成は次のとおりである。



### 第2節 計画の方針

この計画は、地域に係る社会情勢の変化並びに関連法令の改正及び山形県地域防災計画の修正に応じて、常に整合性のある実情に沿った計画でなければならない。従って、尾花沢市防災会議は災害対策基本法第42条の規定により、毎年定期的に検討を加えるとともに、必要があると認めるときは防災会議に諮り修正するものとする。

### 第3節 計画の性格

この計画は、尾花沢市内における各種防災対策を整備するうえでの基本となるものであり、災害対策基本法第2条第1項第9号の規定による指定行政機関及び指定地方公共機関等が作成する防災業務計画及び山形県地域防災計画に抵触若しくは矛盾するものであってはならない。

## 第4節 計画の習熟

各防災機関は、不断に危機管理や防災に関する調査・研究に努めるとともに、所属職員に対する災害時の役割等を踏まえた実践的な教育・訓練の実施等を通して、この計画の習熟に努め、災害への対応能力を高めるものとする。

## 第5節 個別法に基づき地域防災計画に記載する事項

### 1 地域防災計画に記載すべき事項（法定事項）

- ・ 水防法第15条第1項に規定する洪水予報等の伝達方法等に関する事項
- ・ 活動火山対策特別措置法第5条第1項、第6条第1項及び第9条に規定する火山現象の発生及び推移に関する情報の収集等に関する事項
- ・ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第8条第1項に規定する土砂災害に関する警戒避難体制等に関する事項
- ・ 特定都市河川浸水被害対策法第33条第1項に規定する洪水等情報の伝達方法等に関する事項

### 2 地域防災計画の作成にあたって留意すべき事項

原子力災害対策の専門的・技術的事項については、原子力災害対策特別措置法の規定により、原子力規制委員会が定める原子力災害対策指針によるものとする。

### 3 国土強靱化の基本目標を踏まえた防災計画の作成等

強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法第10条に定める「国土強靱化基本計画」及びその基となる「国土強靱化政策大綱」の基本目標を踏まえ、地域防災計画の作成及びこれに基づく防災対策の推進を図る。

＜基本目標＞

- ①人命の保護が最大限図られる
- ②国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される
- ③国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④迅速な復旧・復興

## 第6節 用語の意義

この計画において、次の各号に掲げる用語の意義はそれぞれ当該各号に定めるところによる。

- 1 本計画 尾花沢市地域防災計画をいう。
- 2 本部 尾花沢市災害対策本部をいう。
- 3 本部長 尾花沢市災害対策本部長をいう。
- 4 連絡本部 尾花沢市災害対策調査連絡本部をいう。
- 5 連絡本部長 尾花沢市災害対策調査連絡本部長をいう。
- 6 防災関係機関 県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体その他防災上重要な施設を管理する機関をいう。
- 7 県 山形県をいう。
- 8 総合支庁 村山総合支庁をいう。
- 9 県地域防災計画 山形県地域防災計画をいう。
- 10 県本部 山形県災害対策本部をいう。
- 11 県本部長 山形県災害対策本部長をいう。
- 12 県水防計画 水防法（昭和24年法律第193号）第7条の規定により、知事が定める山形県水防計画をいう。
- 13 県水防本部 県水防計画に定める山形県水防本部をいう。
- 14 県水防本部長 県水防計画に定める山形県水防本部長をいう。
- 15 県警察 山形県警察をいう。
- 16 法 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）をいう。
- 17 市水防計画 尾花沢市水防計画をいう。
- 18 水防本部 尾花沢市水防本部をいう。
- 19 水防本部長 市水防計画に定める尾花沢市水防本部長をいう。

## 第2章 防災アセスメント

### 第1節 災害誘因

#### 1 尾花沢市の気象の特性

本市の季節の特徴は、豪雪のあとの春の訪れによる融雪と乾燥、低温と日照不足の梅雨、梅雨末期の大雨、梅雨明けに訪れる本格的な夏などである。

夏は、内陸性気候のため気温の日較差が大きく、日中が高温でも夜間は涼しい。しかし近年では熱帯夜が数日続くこともある。秋の天候は周期的に変わり、台風の影響もある。冬は北西の季節風が強まり、寒気団の周囲的な南下により降雪量が増し、平野部でも2mを超える豪雪地帯である。春の大雨の際は、融雪時期と重なり河川等の増水が見られる。

#### 2 災害誘因の概要

##### (1) 自然現象による誘因

誘因	概要
風	主として冬の季節風、前線通過による突風、台風による風があげられる。特異な現象としては、鍋越峠（標高 514m）を越えて吹く冷湿な北東風（やませ）がある。
雨	主として台風、低気圧、梅雨前線、雷雨による雨があげられる。近年は、台風や集中豪雨による水害が多い。
雪	西高東低の冬型の気圧配置とシベリア大陸からの寒気の南下により多量の降雪が生じ、寒気団が強いほど豪雪になり、各種の雪害、雪崩、融雪災害が12月～4月にかけて発生する。また、雪下ろしや除排雪作業に伴う事故の発生が見られる。
ひょう	雷雨に伴う現象で、比較的狭い範囲に限られるが、短期間に大きな被害を受けることが多い。5月～7月、10月に農作物に被害を受けることが多い。
凍霜害	晩霜（4月～5月）と早霜（10月）に発生する。
干害	主に暖候期に長期間にわたり降水量が少なく、かつ日照りが続く、いわゆる干ばつにより発生することが多い。
冷害	暖候期に気温が低く雨が多い場合に発生し、冷害の程度には低温の現れる時期、気温の低さ、低温の持続期間等によりその誘因は複雑である。
土砂災害	豪雪、降雪、融雪及び地震に伴う土砂災害
地震	震源の位置、規模により被害に相違がある。主に強振動や地盤の液状化。

## (2) 社会現象による誘因

誘因	概要
大規模な火災	実効湿度が65%以下、最小湿度が30%以下、平均風速10m/s以上の場合は、火災の危険性が高く、かつ大規模になることが多い。
危険物の爆発	高圧ガス、火薬類、危険物類の爆発及び有毒ガスの拡散による災害があげられる。
航空機事故	航空機の墜落炎上等による災害があげられる。
特殊災害	放射性物質の漏えい及び高速交通網の発展に伴う集団事故災害等があげられる。
その他の大規模な人為的な災害	その他、社会的混乱を巻き起こす大規模な人為的災害等（武力攻撃事態等）があげられる。

※実効湿度とは・・木材の乾燥度を示し、火災の発生率に関係する。

## 3 気象概要

## 「春」（3月～5月）

風雪や厳寒をもたらした季節風も、3月中旬にはおさまるが、時折寒波が来ることもある。3月下旬から4月にかけて気温は急に上昇し、季節の変化も急激である。4月中旬頃になると雪は消え、最低気温も摂氏0度以下の日が5～6日程度と少なくなり、5月に入るとほとんどなくなる。

日本海を通過する低気圧によって、突風や春雷が発生し、急に気温が下がったりすることもある。また、気温の上昇により急激に融雪が始まり、中小河川の増水による被害が発生する場合もある。

さらには、空気も非常に乾燥してくるため、青葉の季節頃まで火災多発期となる。

## 「夏」（6月～8月）

6月中旬になると梅雨期に入り、曇りや雨の日数が多くなり、6月下旬から7月下旬にかけては、梅雨前線の活発な活動の影響により、大雨となりしばしば被害を受けることがある。近年、盛夏期に低気圧や台風の影響で集中豪雨が発生している。

梅雨前線が北上し、太平洋高気圧に覆われてくると、連日晴天が続き気温も上昇する。また、山を越えて吹き降ろすフェーン現象により、異常高温となることがある。

梅雨明け後8月に入ると、台風の接近もある。

## 「秋」（9月～11月）

8月終わりから10月にかけて台風シーズンとなり、進路によっては集中豪雨となり河川の増水、氾濫を招くことがある。

秋の初めには、日本付近に秋雨前線が停滞して、梅雨時のように毎日雨が降り続くこと

がある。

10月に入ると一雨毎に寒さが加わり、10月中旬から下旬にかけて急に気温が下がり初霜や高山での初冠雪が観測される。11月に入って顕著な低気圧や寒冷前線の通過後強い寒気が入ると、みぞれや雪が降り初雪となる。

#### 「冬」(12月～2月)

低気圧の通過後北西の季節風が吹き出し、みぞれや降雪の日が多くなり、強い寒気の場合は、連日吹雪となり、そのまま根雪となることが多い。1月には、本格的な降雪となり、2月下旬まで降雪の日が多い。

## 4 災害に係る事象別誘因

### (1) 風水害

本市の風水害は、4月から10月にかけて多く発生しており、8月に半数が集中している。

8月の前半は低気圧と前線通過によるもので、後半は台風による風水害が発生している。月別豪雨の特徴は、概ね次のとおりである。

4月	月前半の融雪期に加え、急激な気温の上昇と前線を伴った低気圧の通過によるものが多い。
5月	豪雨は近年発生していない。
6月	梅雨前線の活動による大雨が主で、月後半に多く発生している。
7月	梅雨前線の活動による大雨が主で、特に月後半には、梅雨前線の北上に伴い活動が活発化して、梅雨末期の豪雨となり、本市をはじめとする県北部に被害が集中する。
8月	前半は前線と低気圧によるもの、中旬、下旬は台風が北上接近して、奥羽山系に大雨が降る。
9月	台風による豪雨が最も多く、雨の中心は奥羽山脈にある。
10月	台風の北上接近による大雨が主で、発生回数は少ない。

#### ① 台風

本市に被害をもたらす台風のコースは、次の2つのコースに分けられる。

##### ア 暴風による強風被害の発生するコース

本県の日本海沿岸又は日本海上を北上する場合、暴風に伴う建物・施設等の倒壊、農作物の被害が発生することが多い。速度を速めながら接近・通過する場合は、急速に風が強まることもある。8月下旬から9月下旬にかけて発生する例が多い。

##### イ 豪雨に伴う災害が発生するコース

本県付近を通過する場合や東北地方の太平洋岸を北上する場合、大雨により浸水や

土砂災害が発生することが多い。特徴としては、奥羽山脈等の山岳を中心に雨量が多くなる。

## ② 風（台風を除く）

風による被害が発生する誘因は、冬の季節風、温帯低気圧、雷雨性突風、寒冷前線等によるものがある。

### ア 強風

台風以外に気圧の影響による強風がしばしばある。10月下旬から4月にかけての冬の季節風によるものが最も多い。

### イ 竜巻

寒冷前線の通過時及び寒気の移流により、大気の状態が不安定となった時発生しやすい。初秋から初冬にかけて発生することが多い。

## ③ 豪雨

豪雨の発生は、台風、温帯低気圧、梅雨前線、寒冷前線等によるものがあり、融雪期、梅雨末期、台風襲来期等に集中豪雨となり大きな災害となる。

### ア 洪水・浸水

洪水・浸水による被害は、7月から9月に集中する。近年は、融雪期の浸水被害が発生している。その誘因としては、停滞前線、低気圧及び台風である。

### イ 土砂災害

融雪及び豪雨に伴う土砂災害を気象現象別に大別すると、次のようになる。

#### (ア) 土石流

大雨により発生するが、発生の記録はない。

#### (イ) がけ崩れ

大雨により発生し、融雪期、梅雨期、台風襲来期に集中して発生している。

#### (ウ) 地すべり

融雪期に発生しやすいが、近年の発生記録はない。

(災害事例は、災害履歴を参照のこと)

## (2) 雪害等

本市に雪による被害をもたらす気象状況は、西高東低（冬型）の気圧配置とシベリア大陸からの寒気の南下に伴う季節風によるものと本州南海上を低気圧が通過する際に発生するものがあり、寒気が強いほど豪雪となる。本市は、県下でも雪の多い地域である。

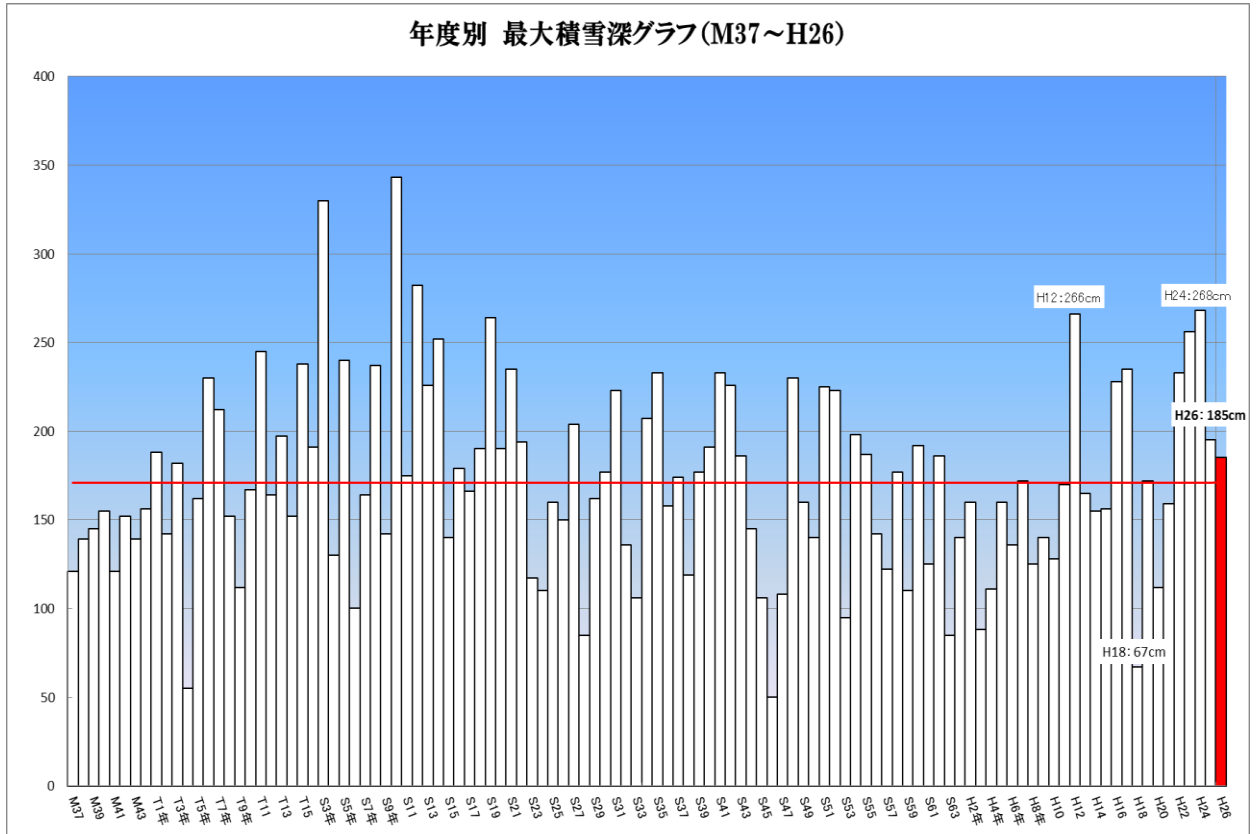
多雪の要因は、日本海からの湿った冬の北西の季節風が、月山などの出羽丘陵で強制上昇し、発達した雪雲が形成され、これが奥羽山脈の稜線に遮られて本市付近に大雪をもたらす。

初雪は、例年11月中旬に観測され、積雪が消雪するのは翌年の4月上旬である。

市内で発生する雪害を大別すると、次の4つに分けられる。

① 積雪害

積雪期間は、通常12月半ば頃から3月末頃までである。11月、12月の雪は、湿潤で粘着性が大きく、1月、2月の雪は、密度、粘着性が小さい。極値は昭和10年343cmであり、近年においては平成12年の266cmであり、平成24年268cm（消防署自主観測）は戦後最大の積雪を記録した。雪処理中の事故や建物被害、農業用施設被害を引き起こす。



② 風雪害

風雪は、強風、低温、サラサラ雪の3条件が重なると発生しやすく、交通機関等に大きな影響を与える。本市では、庄内地方の風雪よりは弱いものの、交通機関の支障となる日が多い。

③ 雪崩

雪崩の種類は大別すると、次の2つに分けられる。

ア 積雪の表層がすべり落ちる新雪（表層）雪崩

気温が低く、既に積もった雪に新雪が降った場合に発生しやすい。

イ 積雪の全層がすべる全層雪崩

低気圧や気圧の谷が日本海を通過し、南風が吹き気温が上昇する日が続いた時、又は雨が降り雪解けが促進された時などに発生しやすく、全ての条件が重なった時は、大規模な全層雪崩が発生しやすく非常に危険である。



## ④ 融雪害

3月、4月に日本海を低気圧が通過し、南風が吹き気温が上昇した場合に融雪が進み、これに降雨が加わると、洪水被害等が発生しやすい。

豪雪の年は、融雪による災害が発生しやすく、洪水や山崩れ、がけ崩れ、河川、田畑等に被害が発生している。

(災害事例は、災害履歴を参照のこと)

## (3) その他の気象災害

## ① 霜

霜害の発生は、4月、5月の晩霜害と10月の早霜害がある。

本市では、特に5月に入ってから霜が降りると被害が大きくなる。霜は夜間の放射冷却による時と、季節はずれの寒気の流入による時に発生しやすい。

## ② ひょう

ひょう害は、寒冷前線及び上空の寒気により大気が不安定となり強い雷雲に伴って発生するもので、5月～7月と10月に多い。特に6月に最も多く発生する。

また、ひょう害は局地性が強く、被害は幅数km、長さ数十kmの細長い長円形又は帯状になることが多い。県内では、白鷹山系周辺が最も多く、次いで尾花沢市、大蔵村及び高畠町で多い。

## ③ 落雷

落雷時の気象は、寒冷前線及び上空の寒気により大気が不安定となった時に多く発生する。

4月～10月に多く発生し、8月が最も多く、落雷による被害は人的被害、建物の焼失、電力施設の損壊等であり、瞬間的に大きな被害をもたらす。

## ④ 冷害

冷害は、夏期に持続的な低温となるために生じる農作物害である。近年、本市では、昭和55年、昭和63年、平成5年及び平成7年、平成15年に冷害の異常気象対策本部を設置している。

冷害は、5月中旬からの寒気団の南下による異常低温と、梅雨期のオホーツク海高気圧が強まり、宮城県側から鍋越峠を越えて吹く冷湿な北東気流（やませ）が影響しあって冷害が生じる。

この他、過去の冷害は、大正2年、昭和6年、昭和9年、昭和16年及び昭和20年に発生している。

## ⑤ 干害

干害による被害は、産業関係と生活関係に分けられるが、本市の場合は、農業生産面での被害が多い。

被害を発生させる気象現象は次による。

ア 梅雨前線の活動が弱く空梅雨となり、夏期の降水量が著しく少ない場合。

イ 日本付近の上空で偏西風が強く、地上で高気圧が帯状に連なって持続する場合。

近年、大きな干害被害はないが、明治40年、昭和4年及び昭和16年に大干害の記録がある。

新鶴子ダムの完成により、かんがい用水の管理調整が図られ、流域の干害や洪水被害が軽減されている。

(災害事例は、災害履歴を参照のこと)

#### (4) 地震

本市で大きな震度を観測したものは、震度4を記録した新潟地震（昭和39年6月16日）がある。宮城県沖地震（昭和53年6月12日）、日本海中部地震（昭和58年5月26日）、宮城北部地震（平成8年8月11日）がある。また、近年では震度4を記録した宮城県沖（平成17年8月16日）、岩手宮城内陸地震（平成20年6月14日）そして、東日本を襲った未曾有の大震災「東北地方太平洋沖地震」（平成23年3月11日 震度5強 余震に4月7日 震度5弱）により、甚大な被害を受けた。

## (5) 活断層

市街地を中心に 10km 圏内には、9 件、20km 圏内では 20 件の活断層が確認されている。活動度はB級以下であるが確実度はⅠ～Ⅲとなっている。（ここでいう活断層とは最近の地質時代に活動した形跡があり、将来も活動することが推定される断層を指しており、現実に活動しつつあるというものではない。） 尾花沢市を中心とした 50km 圏内で確認されている活断層は次のとおりである。なお、市では、平成 28 年熊本地震の発生を受け、「新庄盆地断層帯」及び市街地を南北に縦断する「尾花沢楯岡断層」上にある 2 つの市有施設について調査を行い、耐震性は確保されていると確認している。

圏域	図副名	断層番号	断層名	確実度	活動度	長さ(km)	走向	傾斜
10km 圏内	40 仙台	10	鶴巻田断層	Ⅰ	B	4.0	NE	—
	〃	11	尾花沢断層	Ⅰ	B	2.0	NS	—
	〃	12	長者原断層	Ⅰ	B	10.0	NNW～NS	E
	〃	13	楯岡断層	Ⅰ	B	1.5	NS	—
	〃	14	新山寺一境ノ目	Ⅰ	B	2.0	NS	—
	〃	15	田沢一里	Ⅱ	B	5.0	NS	—
	〃	16	富並	Ⅰ	B	5.0	NNE	—
	〃	35	駒籠断層	Ⅰ	C	1.0	NNW	—
	〃	36	大高根断層	Ⅰ	B	3.0	NS	W
20km 圏内	37 新庄	16	長沢断層	Ⅱ	B	6.0	NS	—
	〃	17	沖ノ原断層	Ⅰ	B	4.0	NNW	—
	〃	28	新庄東山	Ⅱ	B	10.0	NE	—
	〃	29	舟形断層	Ⅱ	—	5.0	NNE～NNW	E
	〃	30	経壇原断層	Ⅰ	B	2.0	NS	—
	40 仙台	17	樽石北断層	Ⅰ	B	1.0	NNE	—
	〃	18	反田一東原	Ⅱ	B	2.0	NS	—
	〃	19	高森山断層	Ⅰ	B	3.0	NS～NE	—
	〃	20	湯野沢断層	Ⅰ～Ⅱ	B	4.0	NS	—
	〃	37	白鳥断層	Ⅰ	C	2.5	NW	—
〃	38	大久保東断層	Ⅰ	C	0.8	NS	—	

圏域	図副名	断層番号	断層名	確実度	活動度	長さ(km)	走向	傾斜
50km 圏内	庄内平野東部		2件	I～III	B～C			
	新庄盆地周辺		5件					
	鬼首周辺		2件					
	仙台平野西縁		2件					
	山形盆地周辺		13件					

出典：「新編」日本の活断層（活断層研究会編）

なお、活断層確実度及び活動度の定義は次のとおりである。

◆活断層の確実度

確実度Ⅰ：活断層であることが確実なもの。具体的には次のどれかの地形的特徴を持ち、断層の位置の変位、向きがともに明確なものをいう。

- ① 数本以上にわたる尾根・谷の系統的な横ずれ。
- ② ひと続きであることが確かな地形面を切る崖線。
- ③ 時代を異にする地形面群を切っている崖線があり、古い地形面ほど変位が大きい（変位の累積が認められる）。
- ④ 同一地形面の変位（たわみ、傾斜等）。
- ⑤ 第四紀層を変位させている断層の露頭。

確実度Ⅱ：活断層であると推定されるもの。すなわち、位置、変位の向きも推定できるが、確実度Ⅰと判定できる決定的な資料に欠けるもの。例えば以下のような場合である。

- ① 2～3本程度以下の尾根や谷が横ずれを示す場合。
- ② 断層崖と思われる地形の両側の変位基準地形が時代を異にする場合。
- ③ 明瞭な基準地形がない場合（山地等）。

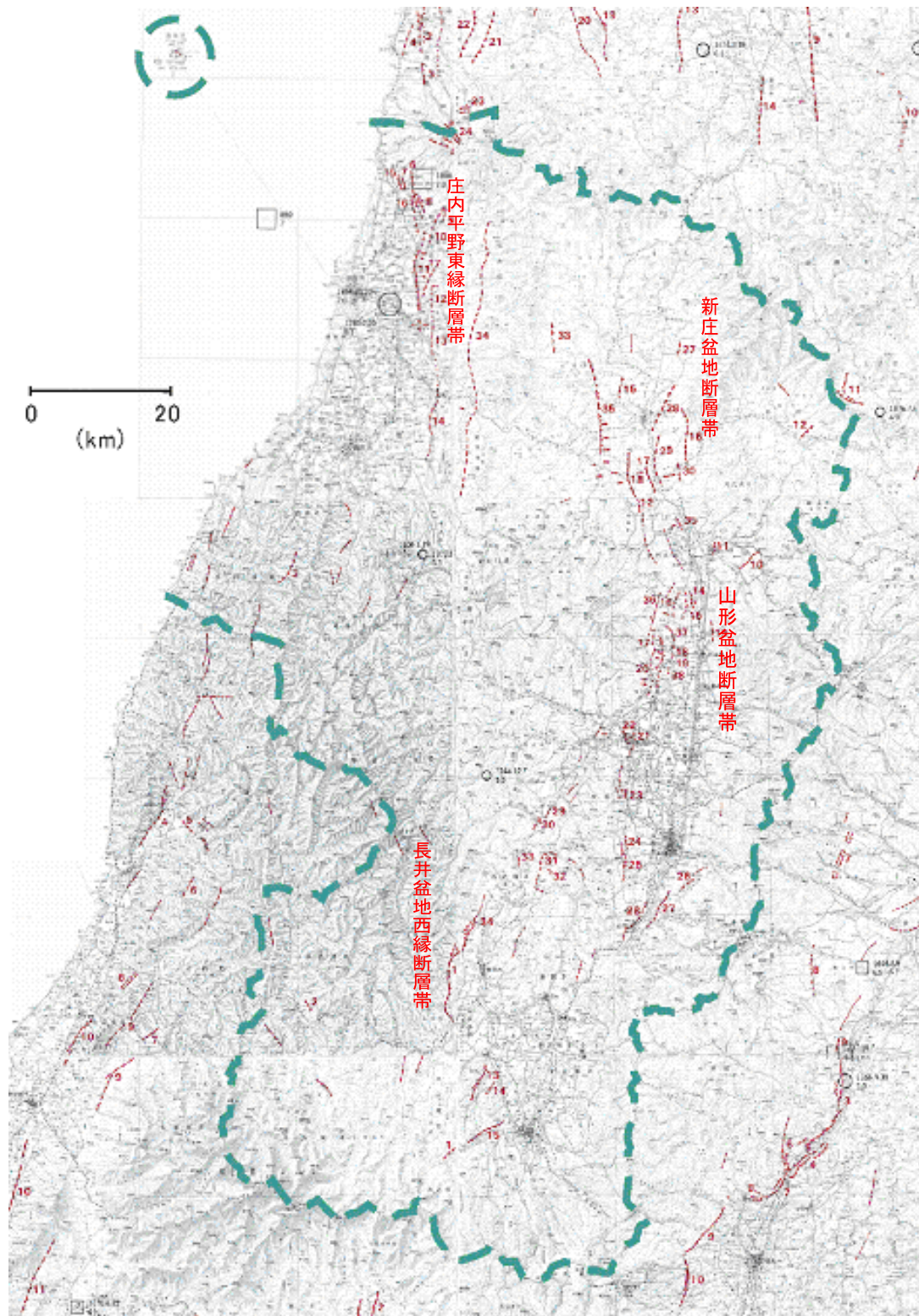
確実度Ⅲ：活断層の可能性はあるが、変位の向きが不明であったり、他の原因、例えば川や海の侵食による崖、あるいは断層に沿う侵食作用によってリニアメント（外形）が形成された疑いが残るもの。

◆活断層の活動度

活動度A： 1m/1,000年～10m/1,000年のオーダーで変位しているもの。

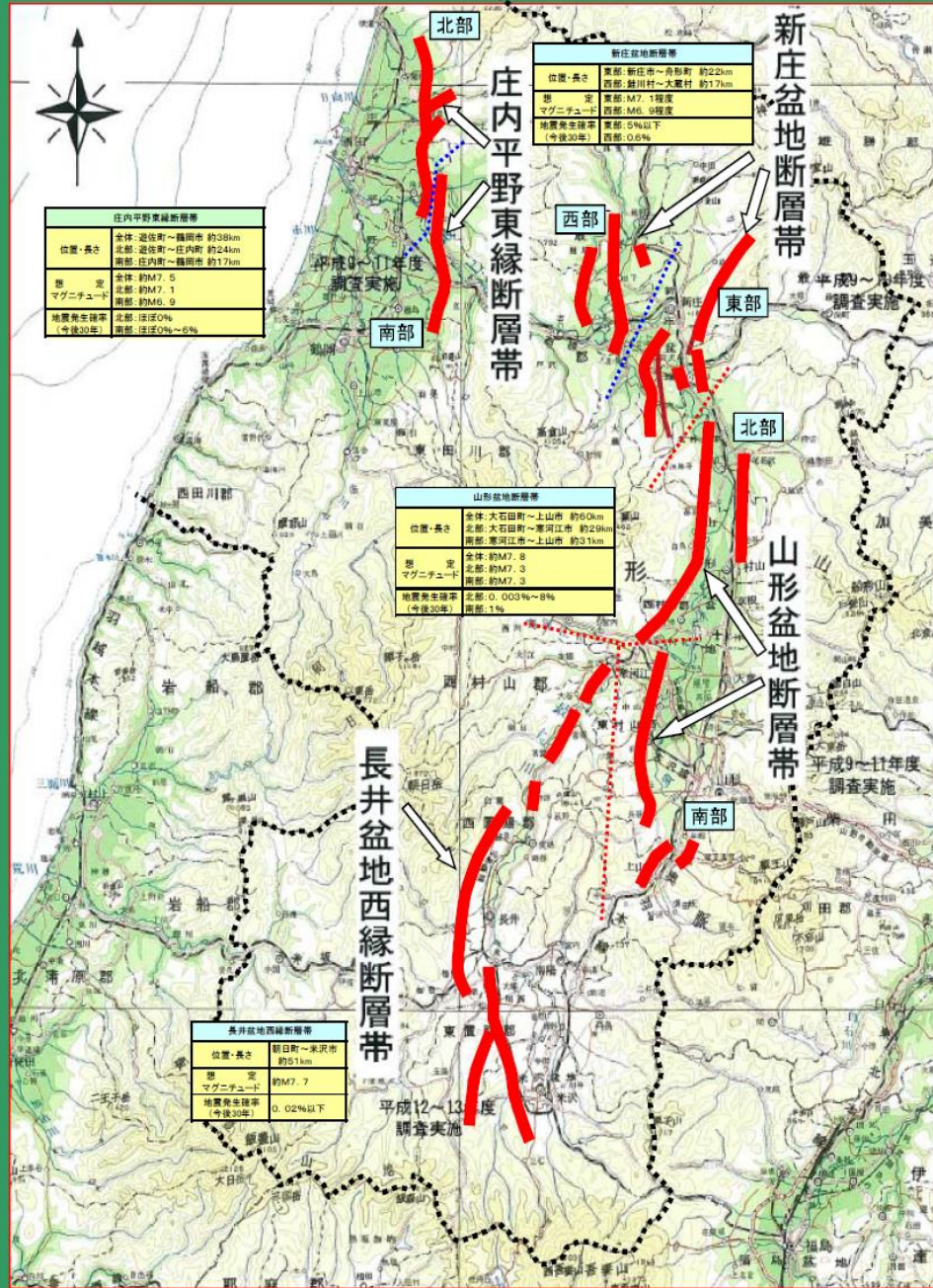
活動度B：0.1m/1,000年～1m/1,000年のオーダーで変位しているもの。

活動度C：0.01m/1,000年～0.1m/1,000年のオーダーで変位しているもの。





# 山形県の活断層



## (6) 社会現象

### ① 大 火

火災は、湿度、気温、風速が影響しあい大火にいたることがある。特に、4月～5月は日本海を発達しながら低気圧が通過する際に、強い南東風が吹く、いわゆるフェーン現象になりやすく、これに乾燥期が重なるために大火となった記録が多い。

(災害事例は、災害履歴を参照のこと)

### ② ため池等決壊

本市の農業ため池は、市域に多数点在している。これらの施設が老朽化して、3月～4月の融雪期は発生の危険性がある。なお、防災重点農業用ため池として、徳良池など5つが指定されている。

## 第2節 災害素因

### 1 地形、地質の特性

本市の地形は、東北日本脊梁山脈である奥羽山脈と、西方の出羽丘陵に囲まれた南北に連なる帯状配列の盆地として特徴づけられ、標高は 70m から 1,500m と起伏に富んでいる。

東部及び南北地域は比較的起伏に富んだ山地又は丘陵地からなり、北西部に広がる市街地は尾花沢盆地上に位置し、西方には最上川が蛇行して流れ、丹生川や隴気川、野尻川など市内を流れる 24 の一級河川全てが注ぎ込んでいる。

地質は、東北日本内帯のグリーンタフ地域に含まれ、凝灰岩や様々な堆積岩類及び酸性火山岩類で構成される新第三紀の地層が広く分布している。

第四紀の地層は、未固結～半固結の堆積物であり、最上川や丹生川沿い等の平地及び周辺の台地、段丘、扇状地等を構成し、河岸段丘が良く発達している。

### 2 市の概況

#### (1) 位置及び面積

本市は、山形県の東北部に位置する。市の南東部には奥羽山脈を構成する船形山（御所山）（標高 1,500m）、荒神山（標高 1,270m）等の連峰が連なり、宮城県に接する。南方は柴倉山、甑岳を結ぶ標高 1,000m 以上の山地を境にして東根市、村山市と接し、西方は J R 奥羽本線（山形線）にて大石田町と接する。北方は奥羽分水嶺翁峠から戸平山、猿羽根山をもって最上町、舟形町と接している。

村山市及び舟形町とは国道 13 号で連なり、大石田町及び宮城県加美町とは、国道 347 号により通じる。また、令和 4 年 10 月に東北中央自動車道の東根～尾花沢間が全線開通し、広域交通網が強化された。

市の総面積は 372.53km<sup>2</sup> であり、県面積の 4% を占め県内 8 位である。

#### (2) 地質（平地・山地）

本市の地質構造の特徴は、南北に走る非対称背斜構造が多いことである。これらの背斜構造では、ほとんど西翼の傾斜が急で東翼は、緩い傾斜が見られるが、まれに過褶曲から逆転構造を示す所もある。これは、第三紀末から第四紀初めにかけて起こった構造運動によるものである。

東縁の山地は奥羽山脈を構成している新第三系の一部であり、緑色凝灰岩層（グリーンタフ層）と、これらを貫いて噴出した火山岩及びその岩層などからなる。西部の山地は、山岳丘陵を構成している新第三系の東部にあたり、下位から硬質頁岩・黒色頁岩・灰色頁岩・砂質頁岩層などが分布している。

平地は、隴気川、丹生川、野尻川等の河川によりつくられた第四紀更新世の段丘堆積物及び沖積層で構成され、尾花沢盆地の中央部において広く占めている。

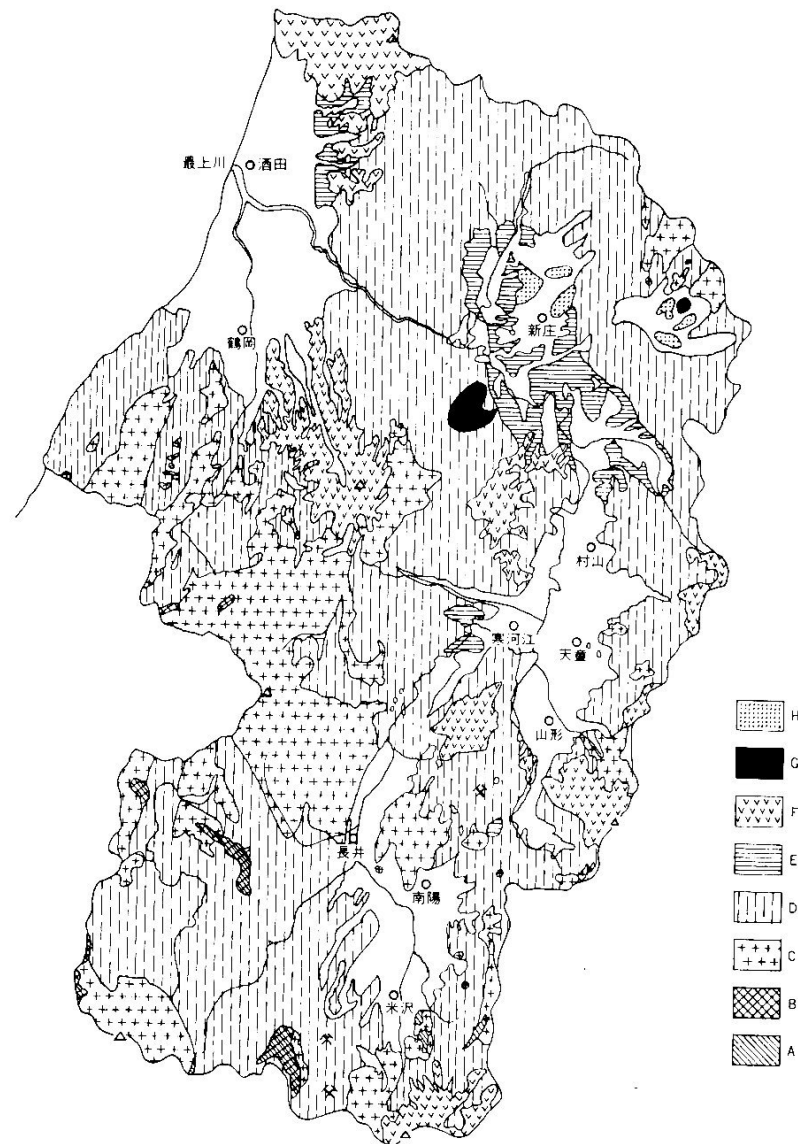


山形県の地史

地質年代 (百万年)			地 史	地質図 区 分
新 生 代	第 四 紀	完 新 世	0.01 〈低地の形成時代〉 沖積低地・砂丘・扇状地形成 蔵王・鳥海・吾妻火山噴火つづく	F G H (段丘、平地) 砕屑物 軽石流 安山岩火山
		更 新 世	0.01 〈高台・山地形成時代〉 段丘・古赤色土の形成 蔵王・鳥海・月山・吾妻火山噴火 → 温泉 肘折・向町カルテラ形成 → 軽石流	
	第 三 紀	新 鮮 世	1.6 〈内海・湖沼時代〉 砂岩堆積 → 石油貯留岩 上部挾亜炭層 (山崩れが起きやすい)	E
			5.3 〈内海・火山性陥没時代〉 礫岩・砂岩・泥岩互層の堆積 → 下部挾亜炭層 陥没性火山活動 → 石材、珪砂 (山崩れ・地すべりが起きやすい)	D
		中 新 世	11 〈海洋時代 (暖かい気候)〉 泥岩堆積 → 石油母岩 海底火山活動 → 金属鉱床、グリーンタフ 礫岩・砂岩堆積 → ウラン鉱床 (地すべりが起きやすい、重金属汚染源)	
			16 * 24 24 〈陸上火山時代〉 グリーンタフ盆地の発生 → 炭田形成 陸上火山活動 → プロピライト、溶結凝灰岩	
		古 第 三 紀	晩 始 新 世	52 〈大規模酸性火成活動時代〉 噴出相 → 溶結凝灰岩、摩耶山地 貫入相 → 花崗岩類、飯豊、朝日山地 (花崗岩の風化殻 (マサ) → 山地崩落)
	中 生 代	白 亜 紀	65 〈大規模酸性火成活動時代〉 貫入相 → 花崗岩類、奥羽脊柴山地 (山地、河川浸食の時代)	B
		ジュラ紀	144 ** 208 208 〈海洋時代〉山形県南西部 砂岩・泥岩の堆積 → 小国、飯豊	
	古 生 代	二 疊 紀	245 245 〈海洋時代〉山形県北東～東部 砂岩・泥岩・石灰岩 花崗岩の進入により変成 → 米沢	A

\* 24～52 百万年は古第三紀漸新世～中期始新世で、山形県には分布していない。

\*\* 208～245百万年は中生代三疊紀で、山形県には分布していない。



### (3) 河川

尾花沢盆地の西部を最上川が流れ、東方から朧気川、丹生川、野尻川等の支流が入る。最上川は、山形県を縦断して、大石田町を流下し、市西部において著しく蛇行して背斜構造による山地の手前で小規模な氾濫原を形成している。これに合流する河川は、東西性の水路をとるものが多く河川勾配が急で、土砂運搬量が多い。

(昭和33年地質調査所発行 5万分の1地質図幅説明書「尾花沢」より)

### (4) 湖沼・ダム

徳良湖等の湖沼並びにダムは、人工的に築堤した貯水池で、そのほとんどが農業灌漑用水に供されるものである。銀山ダムは防災を目的とし、新鶴子ダムは農業灌漑用水を目的としている。

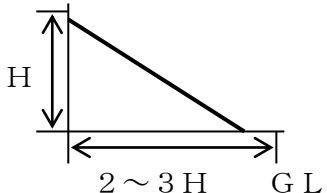
### 3 災害に係る事象別素因

#### (1) 自然現象による素因

##### ① 土砂災害

土砂災害は、概ね土石流、がけ崩れ、地すべりの3つの災害に分けられる。これらの危険箇所や危険地区は、国土交通省の一斉点検及び林野庁の山地災害危険地区調査等で把握されている危険箇所である。なお、その一部は、県により土砂災害(特別)警戒区域に指定され、本市の土砂災害警戒区域等の指定数は土石流 29、地すべり 4、急傾斜地 37 で、合計 70 区域となっている。(令和4年8月19日現在)

土 石 流	
地 形 的 素 因	<p>地形的河床が 15° 以上あり、その上流に十分な広さの集水面積がある場合、堆積された河砂利が土石流となるもので、最も多く発生することが予想される。</p> <p>がけ崩れ等により土砂が河川をせきとめて、天然のダムを形成し、これが崩れて土石流となる。</p> <p>がけ崩れ等による土砂が、崩れながら流動化し土石流となる。</p>
地 質 的 素 因	広域変成岩、第三紀・第四紀の火山岩等の地帯に発生しやすい。
状 況	突発性
速 度	時速 20km~60km が多く、泥流の場合はこれより早い。
誘 因	台風、豪雨、融雪等
特 性	前面に大石を伴って流れることが多い。

が け 崩 れ	
地 形 的 素 因	20° 以上の急傾斜地に多く発生するが、40~49° の傾斜地での発生が最も多い。
地 質 的 素 因	関連性は少ない
状 況	突発性
速 度	10mm/日以上
誘 因	台風、豪雨、融雪(特に降雨強度に左右される)
特 性	<p>発生する斜面は南側に多い。</p> <p>右図のように、高さ(H)の2~3倍の流域に被害を与えることが多い。</p> 

地 す べ り	
地 形 的 素 因	5～20°の緩傾斜地面に多い。
地 質 的 素 因	粘性度をすべり面とし、グリーンタフを基礎とした新第三紀層、火山性変質岩の箇所によく発生する。
状 況	継続性、再発性があり、過去の災害事例を重視する必要がある。
速 度	0.01mm～10mmで遅い。
誘 因	地下水に影響されやすく、春の融雪期、梅雨末期の集中豪雨時及び冬季初期の降雪期に最も発生しやすい。 新庄市では、3月中旬から4月の融雪期に発生しやすい。
特 性	発生前に亀裂、陥没、隆起、地下水の変動等の兆候が見られる。

## ② 水 害

水害は、大きく分けて内水氾濫と外水氾濫に分けられる。

内水氾濫とは、堤内地の排水不良からおこるもので、外水氾濫とは軟弱地盤上の堤防等の決壊により引きおこされるものである。なお、国土交通省により、洪水予報河川である最上川（丹生川下流を含む）が、また、県による水位周知河川である臈気川、丹生川、野尻川も、それぞれ浸水想定区域等が公表されている。

内水氾濫・外水氾濫	
地 形 的 素 因	内水氾濫 河川氾濫等によって形成された地形及び周辺から水の集まりやすい凹地等 外水氾濫 大河川の中・下流域 軟弱地盤上の堤防等
状 況	再発性があり、過去の災害事例を重視する必要がある。
誘 因	内水氾濫 台風、豪雨、融雪 外水氾濫 台風、豪雨、融雪、地震

特 性	<p>内水氾濫</p> <p>本川の水位の上昇や流域内の多量の降雨により堤内地の排水が困難となり発生する。</p> <p>外水氾濫</p> <p>河道から水が溢れ出す、堤防の決壊等により発生する。</p> <p>地震発生に伴う堤防の破損、人工又は天然ダムの決壊等による場合も考えられる。</p>
-----	---

③ 地震

地震発生により、地形地質の諸条件により、地盤振動の増幅、地盤の液状化等が起こり建造物の破損、地下埋設物の破損等を誘発する。

地 盤 振 動	
地 形 的 素 因	平野部（谷底平野・氾濫平野）、人工地形（盛土地・埋立地）等
地 質 的 素 因	沖積粘土質層の厚い程地盤振動が大きくなると言われている。
状 況	突発性、群発性、継続性（余震）がある。
誘 因	活断層の断層運動による。
特 性	地盤振動が大きく現われた場合、建造物の破壊、火災、水害、埋設物の破損、人的被害等様々な災害を誘発する場合が多い。

地 盤 の 液 状 化	
地 形 的 素 因	平野部（谷底平野・氾濫平野）、緩傾斜地、人工地形（盛土地・埋立地）、旧河道等
地 質 的 素 因	地下水位の高い砂質土
状 況	突発性
誘 因	地震
特 性	砂質の多い場所、人工地形、旧河道では新しい程発生の可能性が高い。 噴砂、噴水を伴う場合がある。 地下埋設物の破損。

(2) 社会現象による素因

現象の種類	関係する災害誘因	関係する災害素因
水害	台風 豪雨 地震	軟弱地盤上の堤防・護岸
地震火災 (出火)	地震	火気使用施設 ・ 平常時出火の多い施設・地域 ・ 常時火気使用施設 ・ 薬品等取扱施設
地震火災 (延焼)	地震	・ 火災危険区域（消防機関等の定めたもの） ・ 木造建物密集地域 これに消防力不足、消防水利不足、道路狭あい等の条件が加わればより危険である。
危険物 災害	地震	中小規模危険物施設集中地域
社会的 混乱	台風 豪雨 地震等 避難 必要な 場合	多数の人の出入りする大規模施設及びその周辺地域 広範囲にわたる延焼危険地域 ・ 特に人口集中地域 安全なスペース不足の避難地 避難者が集中すると思われる避難経路 避難距離の長い避難経路 日常動線とは異なる経路となる避難経路 危険箇所の多い避難経路 通行のネックとなりやすい場所 ・ 橋 ・ 河川 ・ 坂 ・ 交差点 ・ がけ

### 第3節 尾花沢市の災害履歴

本市の災害履歴は、山形県災害年報、山形県気象月報及び山形県災害報告取扱要領・災害年報に記載されている災害事例を災害種別毎に整理し、特徴的な事例について掲載する。

(資料編「尾花沢市災害年表」参照)

#### 1 地震災害

##### 市に関する地震災害

災害発生年（西暦）	災害の概要
昭和39年（1964） 新潟地震	6月16日13時1分38秒、新潟沖北緯38°23′、東経139°08′、深さ20kmを震源としマグニチュード7.7の地震が発生し、震源地に近い新潟、山形、秋田三県に多大の被害を与えた。本県での観測震度は鶴岡市大山の6をはじめ、酒田・温海・藤島・新庄・小国が5、尾花沢・山形・長井・米沢が4を記録。
	西野開拓水田崩落
昭和53年（1978） 宮城県沖地震	6月12日17時14分、宮城県沖100km北緯38°2′、東経142°2′、深さ30kmを震源としたマグニチュード7.4の地震が発生し、本県にも被害が生じた。県内での観測震度は山形・酒田で4、新庄で5を記録。
	非住家損壊6棟
昭和58年（1983） 日本海中部地震	5月26日11時59分頃秋田・青森県境沖100km、北緯40°4′東経139°1′深さ14kmを震源とするマグニチュード7.7の地震が発生した。本県にも飛島漁港内の漁船を中心に被害が生じた。県内での観測震度は山形・新庄で3、酒田で4を記録。
	水田送水管被害
平成8年（1996） 宮城北部地震	8月11日3時12分から8月13日11時13分にかけて、秋田県内陸南部・宮城県北部約10kmを震源としたマグニチュード5.0～5.9の地震が発生し、本県にも被害が生じた。県内での観測震度は新庄で4、酒田・金山・白鷹で3を記録。
	住家一部破損4棟、公立文教施設被害、農林水産業施設被害
平成15年（2003） 宮城県沖	5月26日18時24分宮城県沖北緯38°8′、東経141°07′、マグニチュード7.1震度：中山町5強。村山市・最上町5弱。負傷者（山形市3、中山町1、山辺町1、村山市2、尾花沢市1、大石田町1、新庄市1）

災害発生年（西暦）	災 害 の 概 要
平成 17 年（2005） 宮城県沖	8 月 16 日 11 時 46 分宮城県沖北緯 38° 2′、東経 142° 3′、マグニチュード 7.2 震度：上山市・村山市・天童市・東根市・尾花沢市・山辺町・中山町・河北町・新庄市・最上町・舟形町・大蔵村・戸沢村・米沢市・南陽市・高畠町・川西町・小国町・白鷹町・酒田市・庄内町・藤島町・三川町・遊佐町・松山町・平田町 4。
平成 19 年（2007） 新潟県中越沖地震	7 月 16 日 10 時 13 分新潟県中越沖北緯 37.5°、東経 138°、マグニチュード 6.8 震度：上山市、山辺町、中山町、西川町、川西町、小国町、白鷹町、飯豊町 4、鶴岡市、酒田市、山形市、米沢市、尾花沢市ほか 14 市町村 3
平成 20 年（2008） 岩手宮城内陸地震	6 月 14 日 8 時 43 分岩手宮城内陸北緯 39.2°、東経 140.53°、マグニチュード 7.2 震度：最上町 5 弱、鶴岡市、酒田市、尾花沢市ほか 19 市町村 4
平成 20 年（2008） 岩手県沿岸北部	7 月 24 日 0 時 26 分岩手県沿岸北部北緯 39.7°、東経 141.6°、マグニチュード 6.8 震度：鶴岡市、酒田市、村山市、中山町、最上町 4、山形市、米沢市、新庄市 尾花沢市ほか 24 市町村 3
平成 23 年（2011） 東北地方太平洋沖地震	<p>3月11日14時46分東北地方太平洋沖北緯38.1°、東経142.9°、マグニチュード9.0震度：上山市、中山町、尾花沢市、米沢市 5 強、鶴岡市、酒田市、新庄市、村山市、天童市、東根市、南陽市ほか13町村 5 弱、山形市、寒河江市、長井市ほか 8 町村 4</p> <p>県人 2 名が山形市内、南相馬市内で死亡。</p> <p>最大余震（2011年4月7日）</p> <p>最大震度 5 弱：新庄市、最上町、舟形町、大蔵村、村山市、東根市、中山町、河北町、尾花沢市、大石田町</p> <p>県人 1 名が尾花沢市内で死亡。</p> <hr/> <p>死亡者 1 名 負傷者 4 名 停電 断水</p> <p>住宅被害 137 棟 公共施設 15 箇所 農地 115 箇所 水路 48 箇所</p> <p>農道 32 路線 公道等 39 箇所</p>
平成 24 年（2012）三 陸沖地震	12 月 7 日 17 時 18 分三陸沖北緯 37.8°、東経 144.2°、マグニチュード 7.3 震度：遊佐町、大蔵村、村山市、尾花沢市、中山町、米沢市、川西町 4、鶴岡市、酒田市、新庄市、山形市、寒河江市、上山市、天童市、東根市、長井市、南陽市ほか 18 町村 3



災害発生年（西暦）	災 害 の 概 要
令和元年（2019）山形 県沖地震	6月18日22時22分山形県沖北緯38.6°、東経139.5° マグニチュード6.7 震度：鶴岡市5強、酒田市、三川町、大蔵村5弱、新庄市、上山市、村山市、尾花沢市、米沢市、長井市、南陽市ほか15町村4、山形市、寒河江市、天童市、東根市、ほか5町村3
令和3年（2021）福島 県沖地震	2月13日23時08分福島県沖北緯37.7°、東経141.7° マグニチュード7.3 震度：上山市、中山町、米沢市、白鷹町5弱、山形市、寒河江市、村山市、天童市、東根市、尾花沢市、長井市、南陽市、鶴岡市、酒田市、新庄市ほか19町村4、金山町3
令和3年（2021）宮城 県沖地震	3月20日18時09分宮城県沖北緯38.5°、東経141.6° マグニチュード6.9 震度：村山市、天童市、東根市、尾花沢市、米沢市、南陽市ほか6町村4、新庄市、山形市、寒河江市、上山市、長井市、鶴岡市、酒田市ほか16町村3
令和4年（2022）福島 県沖地震	3月16日23時36分福島県沖北緯37.7°、東経141.6° マグニチュード7.4 震度：中山町5強、上山市、天童市、酒田市、米沢市ほか6町村5弱、山形市、寒河江市、村山市、東根市、尾花沢市、鶴岡市、新庄市、長井市、南陽市ほか15町村4、庄内町、金山町3

資料：山形県史（編：山形県）、山形県災害年報（左同）、理科年表（編：国立天文台）ほか

## 2 風水害

本市の水害は3月から4月にかけての融雪洪水や、7月から9月にかけての梅雨前線・台風等の影響によるものが多い。近年の水害では、昭和49年8月1日の「東北地方中部の大雨」による大洪水が、被害の大きいものであった。

### 市に関する風水害

災害発生年（西暦）	災害の概要
昭和49年（1974）	<p>8.1集中豪雨（8月1日）市内福原・宮沢地区 集中豪雨災害対策本部設置8月1日午前9時30分 総雨量139mm、日雨量7月28日49mm・7月31日42mm、8月1日48mm、風速1m/s、負傷者5名、住家被害：半壊1棟・床上浸水21棟・床下浸水37棟、非住家：損壊9棟 河川の決壊等226箇所、田畑流出・冠水665.8ha、道路損壊7箇所、橋梁流出4箇所 被害総額1,794,620千円、罹災世帯29世帯、罹災者110人</p>
昭和51年（1976）	<p>東北南部大雨災害（8月5日～8月7日）本町・福原・宮沢地区、大雨災害対策本部設置8月6日午後1時 総雨量178mm、日雨量8月5日150mm、風速5m/s 住家被害：床上浸水17棟・床下浸水98棟、非住家：損壊11棟、河川の決壊等5箇所、田畑流出・冠水306ha、道路損壊15箇所、がけ崩れ4箇所 被害総額406,332千円、罹災世帯115世帯、罹災者575人</p>
昭和54年（1979）	<p>3.31暴風（3月31日）市内全域 風速13m/s、住家一部破損80棟、非住家損壊41棟、被害総額28,337千円、罹災世帯80世帯、罹災者321人</p>
昭和57年（1987）	<p>台風18号（9月12日～9月13日）市内全域 総雨量133mm、日雨量9月12日83mm、風速11m/s（9/13） 住家一部破損1棟、床上浸水5棟・床下浸水16棟、非住家損壊2棟、河川の決壊等43箇所、田畑流出11.05ha・冠水27.15ha、道路損壊8箇所、橋梁流出1箇所、被害総額272,600千円、罹災世帯22世帯、罹災者88人</p>
平成11年（1999）	<p>融雪・豪雨（4月24日～4月26日）市内全域 河川の決壊10箇所、道路の損壊13箇所、田畑被害、農林水産業施設被害、水道送水管断裂2箇所（断水129戸）</p>

災害発生年（西暦）	災 害 の 概 要
平成 14 年（2002）	台風 6 号、7 号（7 月 10 日～7 月 15 日）市内全域 総雨量 215mm、日雨量 7 月 11 日 85mm、風速 9m/s（7/11） 河川の決壊等 5 箇所、道路損壊 9 箇所、被害総額 40,613 千円
平成 16 年（2004）	台風 15 号（8 月 17 日～8 月 20 日）市内全域 総雨量 25mm、日雨量 8 月 18 日 50mm、風速 10m/s（8/20） 道路損壊 6 箇所、被害総額 18,485 千円
平成 16 年（2004）	台風 23 号（10 月 18 日～10 月 21 日）市内全域 総雨量 60mm、日雨量 10 月 20 日 41mm、風速 5m/s（10/20） 河川の決壊等 7 箇所、被害総額 44,359 千円
平成 18 年（2006）	豪雨（12 月 26 日～12 月 28 日）市内全域 総雨量 102mm、日雨量 12 月 27 日 68mm 道路損壊 1 箇所、被害総額 6,090 千円
平成 23 年（2011）	梅雨前線豪雨（7 月 27 日～7 月 29 日）市内全域 総雨量 55mm、日雨量 7 月 28 日 31mm 道路損壊 3 箇所、被害総額 9,394 千円
令和 2 年（2020）	梅雨前線豪雨（7 月 27 日～7 月 29 日）市内全域 総雨量 120 mm、日雨量 7 月 28 日 111mm 住家床上浸水 2 棟・床下浸水 2 棟、非住家床下浸水 3 棟、 市道法面崩落 5 箇所、路肩崩落 8 箇所、大沢川護岸崩落 4 箇所、自宅 裏土砂崩れ（細野地区）、農地冠水等被害 91ha（内訳水田 91ha、畑 0.01ha）、水路 16 箇所、揚水機場水没 5 箇所、農林道被害 12 箇所 断水は、尾花沢市大石田町環境衛生事業組合が給水する 5,429 戸計 1 万 6,761 人に影響を与えた。

### 3 雪崩等（豪雪、雪崩）

#### 市に関する雪崩等災害

災害発生年（西暦）	災害の概要
昭和56年（1981）	昭和56年豪雪（1月～3月）市内全域 尾花沢市豪雪対策本部設置1月7日午前10時 負傷者1名、住家被害：一部破損1棟・床上浸水4棟、非住家：損壊2棟、河川の決壊等14箇所、道路損壊6箇所、被害総額224,961千円、罹災世帯5世帯、罹災者27人
昭和61年（1986）	市野々楯の越雪崩（3月21日22時30分頃）尾花沢市市野々 総雨量24mm（3月19～20日）、日雨量15mm（3月20日） 死者2名、住家全壊1棟、被害総額3,140千円、罹災世帯1世帯、罹災者2人
平成24年（2012）	平成24年豪雪（12月～3月）市内全域 尾花沢市豪雪対策本部設置1月11日午後4時 死傷者18名（うち1名死亡） 建物被害（非住家）8件 豪雪による災害救助法適用2月26日 7世帯救助

### 4 その他気象災害（ひょう、干ばつ）

#### 市に関するその他気象災害（ひょう、干ばつ）

災害発生年（西暦）	災害の概要	出典
昭和53年（1978）	昭和53年干害（7月1日～8月15日）市内全域 尾花沢市干ばつ対策本部設置8月9日午後4時 県干ばつ対策班設置、天災融資法適用、激甚法指定 農産被害562,288千円、被害総額562,288千円	1
昭和63年（1988）	6.18降ひょう（6月18日12時45分頃）市内福原・宮沢地区 降ひょう農作物被害対策室を設置（6月21日～9月7日） 総雨量1mm 農産被害519,426千円、被害総額519,426千円	

出典：1. 尾花沢市総務課資料

## 5 大火

災害発生年（西暦）	災害の概要	出典
昭和50年（1975）	<p>鶴子大火（5月2日8時40分頃）尾花沢市鶴子 鎮火時刻5月2日午前11時 火災発生時の気象：風速6.5m/s、天候晴れ、温度15.9℃、湿度56% 住家全焼4棟、非住家全焼8棟、非住家部分焼1棟、被害総額31,730千円、罹災世帯4世帯、罹災者21人</p>	1
昭和51年（1976）	<p>牛房野大火（7月1日9時40分頃）尾花沢牛房野 鎮火時刻7月1日午前11時50分 火災発生時の気象：風速3.0m/s、天候晴れ、温度16.7℃、湿度70% 住家全焼3棟、住家部分焼5棟、非住家全焼5棟、非住家半焼4棟、非住家部分焼1棟、被害総額33,446千円、罹災世帯8世帯、罹災者44人</p>	

出典：1. 尾花沢市総務課資料

## 第4節 土地利用の変遷

本市の土地利用は、歴史的風土的に丹生川、朧気川、野尻川等の各水系と深く結びつき、農業を中心に利用されてきた。

近年においては、上流域から森林区域、農業区域、工業・商業・住居区域に大別され、今後においても、この水系による土地利用構成を基本にして、良好な生活・生産・自然環境の維持発展のための総合的かつ計画的な土地利用を進めることとされている。

### 1 現在までの土地利用の動向

本市の総面積 372.53 km<sup>2</sup>のうち、田 12.11%、畑 4.34%、宅地 1.59%、山林 62.39%、原野 6.63%、池沼 0.03%、その他 12.90%が土地利用構成比である。（令和3年版「尾花沢市の統計」）

近年の社会情勢の変化に伴い、農地のうちで遊休農地や耕作放棄地となる土地が増加傾向にあり、道路、宅地となる土地も増加の傾向にある。

### 2 土地利用の将来像と潜在的危険性

#### (1) 土地利用の将来像

第7次尾花沢市総合振興計画においては、本市の目指すべき地域構造を「豊かな自然環境と調和し、生涯にわたって暮らしやすさを実感できる持続可能なまち」とし、「安全・安心な生活空間の確保」「快適な市街地環境の形成」「産業機能の集積」「田園風景と魅力ある景観の保全」「自然環境の保全と観光交流の推進」「生活基盤となる交通ネットワークの充実」を土地利用の基本方針として定めている。

#### (2) 潜在的危険性

##### ① 生活基盤

市街地は、商業・公共サービス機能の拠点であり、居住環境の向上を図るとともに都市機能の充実に努めてきた。また、市内に点在する各集落は、周辺の農地・山林と一体的に調和のとれた土地利用を進めてきた。

近年、社会経済情勢の変化や、全国平均を上回る人口減少や少子高齢化により、土地利用の構造が変化してきている。人口減少により空き家・空き地が増加し、地域環境の悪化が懸念されている。

豪雪地である本市においては、流雪溝や防雪柵の整備、除雪体制の強化など克雪対策の推進を図っているが、住宅周りの雪処理中の事故などにより住民生活において被害が発生しており、対策が求められている。

##### ② 生産環境及び自然環境

農用地については、耕作放棄地が増加してきており、水源かん養や土砂災害防止など農

地が持つ多面的機能の低下が懸念されている。

近年、外国資本による森林買収が活発化しており、災害防止・水源かん養機能を中心とした保護・保全林の保全が求められており、水環境保全条例の制定や水源林の購入などを行っている。

## 第5節 計画の前提となる災害の想定

本市の中心部は住宅密集地になっており、郊外に集落が点在している。冬季は豪雪となり、春から夏にかけては多雨多湿となる気候条件にあること等から、今後とも水害対策、土砂災害対策、雪霜対策は重要である。

地震については、東日本大震災を踏まえての対策や、地震予知に関する県及び各調査研究データによる断層帯の大規模地震発生の場合、被害相当が大きなものと予想される。

一方、住民の日常生活においては、電力、水道、下水道、電話等のライフライン施設への依存度が今後益々高まっていくことや、自動車の普及、危険物の集積、コミュニティ意識の低下等により、災害による被害の拡大を招くばかりでなく、被害の様相も多岐にわたると予想される。

このような状況を踏まえると、市で将来おこりうる災害の様相は概ね次のように予想される。

### 1 自然現象による災害想定

- (1) 台風、集中豪雨等による災害
- (2) 地すべり、がけ崩れ等による災害
- (3) 雪害、冷害等による災害
- (4) 内陸直下型地震による災害
- (5) その他（霜、ひょう、落雷等）

### 2 社会現象による災害想定

- (1) 火事による災害
- (2) 鉄道及び道路交通等交通災害
- (3) 原子力関連施設等による災害
- (4) 石油等危険物の流出、爆発等による災害
- (5) その他死傷者等が集団的に発生する災害

### 3 地震による被害想定

この計画の前提とする被害想定として、山形県が平成14年12月に発表した「山形盆地断層帯被害想定調査」に基づく被害想定を用いるものとする。（ただし、これ以外の地震が発生しないというものではない。また、被害状況は、個々の建物等の危険性を明らかにするものではない。）



この「山形盆地断層帯被害想定調査」によると、内陸型の地震として「庄内平野東縁地震」・「新庄盆地周辺地震」・「山形盆地西縁地震」・「長井盆地西縁地震」の4つの地震を想定し、それぞれの地震に対する被害想定が行われている。

尾花沢市については、市域に最も影響が大きいと考えられる「山形盆地西縁地震」に対して、「冬期夕方」・「冬期早朝」・「夏期昼間」の発災パターンにより、物的・人的及び交通機関の被害想定を行う。

(1) 地震調査委員会による活断層及び海溝型地震の発生可能性の長期評価

地震調査委員会は、平成24年度までに全国の主要な110の断層帯や7つの海溝型地震の活動間隔、次の地震の発生可能性（場所、規模（マグニチュード）及び発生確率）を評価し公表した。

名称		最大想定 マグニチュード	位置	長さ	30年以内 発生確率
山形盆地 断層帯	全体	7.8	大石田町～上山市	約60 km	
	北部	7.3	大石田町～寒河江市	約29 km	0.003～8%
	南部	7.3	寒河江市～上山市	約31 km	1%
新庄盆地 断層帯	東部	7.1	新庄市～舟形町	約22 km	5%以下
	西部	6.9	鮭川村～大蔵村	約17 km	0.6%
長井盆地 西縁断層帯		7.7	朝日町～米沢市	約51 km	0.02%以下
庄内平野 東縁断層帯	全体	7.5	遊佐町～旧藤島町	約38 km	
	北部	7.1	遊佐町～庄内町	約24 km	ほぼ0%
	南部	6.9	庄内町～旧藤島町	約17 km	ほぼ0%～6%
日本海東縁部 (山形県沖)		7.7	山形県沖	北側 50 km 南側 70 km	ほぼ0%

※発生確率の基準日は令和4年（2022年）1月1日

(2) 物的・人的被害想定

「山形盆地西縁地震」発生時は、全体的に冬期に発生した場合の方が被害は大きくなっている。地震火災による建物焼失は軽微な結果となっているが、ライフライン施設、特に水道については、約6割強の世帯で供給に支障をきたすと想定される。また、冬期早朝の人的被害においては、死者62人、負傷者726人、罹災者5,326人となり、避難所生活者が2,435人と想定される。平成8年～9年度に実施した地震対策基礎調査に比べて2倍から3倍に拡大する結果となっている。平成23年には未曾有の被害をもたらした東日本大震災が発生するなど、マグニチュード7クラスの大規模地震が、いつ、どこで起きてもお

かしくない状況にあるため、地震防災対策の基本方針等に基づくとともに、これまでの長期評価や被害想定調査結果を踏まえ、県や防災関係機関と一体となって効果的かつ効率的な地震防災対策を推進していく。

以上については、次頁に示すとおりである。

なお、参考に「新庄盆地周辺地震」及び「庄内平野周辺地震」による想定被害もあわせて示す。

① 建物・地震火災・ライフライン・人的被害（市内）

（山形盆地断層帯地震）

山形盆地 西縁地震	発災ケース		
	冬期夕方	冬期早朝	夏期昼間
地震規模	マグニチュード7.8		
震度	震度5強～7		
風速	1.4m/s		1.5m/s
風向	南西		北
屋根の積雪量	30cm		なし
建物全壊	936棟	936棟	724棟
	8.5%	8.5%	6.6%
建物半壊	1,499棟	1,499棟	1,332棟
	14.0%	14.0%	12.0%
出火	10件	4件	1件
建物焼失	14棟	5棟	1棟
	0.13%	0.05%	0.01%
死者	51人	62人	37人
	0.21%	0.26%	0.15%
負傷者	642人	726人	517人
	2.66%	3.04%	2.15%
建物被害 罹災者数	5,435人	5,326人	4,488人
	22.27%	22.18%	18.62%
避難所生活者 （ピーク時）	2,448人	2,435人	2,003人
	10.19%	10.16%	8.31%
上水道 断水世帯	3,701世帯	3,701世帯	3,602世帯
	66.7%	66.7%	65.5%
停電世帯	2,359世帯	2,359世帯	2,252世帯
	42.3%	42.3%	40.4%
電話 不通世帯	1,706世帯	1,706世帯	1,527世帯
	24.0%	24.0%	21.5%

注1) %表示は、評価対象の全数（市内全建物数 11,020、総人口、総加入世帯数）に対する被害数の割合。

注2) 死者数は、震災後しばらく経過してからの発病や過労等による震災関連死を含まない。

(参考：新庄盆地周辺地震)

新庄盆地 周辺地震	発 災 ケ ー ス		
	冬期夕方	冬期早朝	夏期昼間
地震規模	マグニチュード7.0		
震 度	震度3～6強		
風 速	1.4 m/s		1.5 m/s
風 向	南西		北
屋根の積雪量	30 cm		なし
建物全壊	81 棟	83 棟	55 棟
	0.7%	0.7%	0.5%
建物半壊	409 棟	409 棟	342 棟
	3.7%	3.7%	3.1%
出 火	2 件	1 件	0 件
建物焼失	2 棟	1 棟	0 棟
	0.02%	0.01%	0%
死 者	6 人	7 人	4 人
	0.02%	0.03%	0.02%
負 傷 者	153 人	170 人	117 人
	0.6%	0.7%	0.5%
建物被害 罹災者数	1,075 人	1,072 人	869 人
	4.5%	4.5%	3.6%
避難所生活者 (ピーク時)	414 人	412 人	326 人
	1.7%	1.7%	1.4%
上 水 道 断水世帯	2,597 世帯	2,597 世帯	2,570 世帯
	46.8%	46.8%	46.3%
停電世帯	1,660 世帯	1,660 世帯	1,617 世帯
	29.8%	29.8%	29.0%
電 話 不通世帯	805 世帯	805 世帯	736 世帯
	11.3%	11.3%	10.4%

注1) %表示は、評価対象の全数（市内全建物数、総人口、総加入世帯数）に対する被害数の割合。

注2) 死者数は、震災後しばらく経過してからの発病や過労等による震災関連死を含まない。

## (3) 交通機関被害想定

## ① 道路通行障害

「山形盆地西縁地震」における村山ブロック内では、国道112号など震源近くの道路を中心に橋梁損傷による長期通行障害が発生する。

他の地域ブロック・他県と結ぶルートで、通行可能と予想されるのは、置賜ブロック方面と宮城県方面である。置賜ブロック方面は国道348号（上山市以南）と国道287号が通行可能であるが、国道13号は長期通行障害となる可能性がある。宮城県方面は山形自動車道（山形市以東）と国道48号（天童市以東）が通行可能である。

最上ブロック方面と庄内ブロック方面は短期通行障害が発生し、数日間は通行不能となる。最上ブロック方面の国道13号は天童市以北で短期通行障害の可能性があり、並行する国道347号も短期通行障害となる。庄内ブロック方面は国道112号が寒河江市以西で短期通行障害の可能性はある。

尾花沢市内においては、発災後、液状化、揺れ・断層、落石崩壊、橋梁破損等が発生すると想定される路線は次のとおりである。

路線名	自 一 至	備考
国道13号	尾花沢 I C—天童市久野本	短期通行障害の可能性あり
国道347号	尾花沢 I C—村山市稲下	長期通行障害の可能性あり
国道347号	尾花沢市二藤袋原—尾花沢 I C	軽微な損傷（通行可能）
主要地方道尾花沢最上線	最上町明神—尾花沢市正厳	軽微な損傷（通行可能）

注) 主要な緊急輸送道路\*<sup>1</sup>以外は被害想定の対象としない。

\*<sup>1</sup> 緊急輸送道路：「地震防災対策特別措置法」（平成7年6月）において、地震直後から発生する救急、消防、応急復旧対策等の緊急輸送を確保するために整備が必要とされた道路。

なお、「新庄盆地周辺地震」において国道13号新庄市鳥越—尾花沢 I C間で軽微な損傷が想定されるが、通行は可能である。

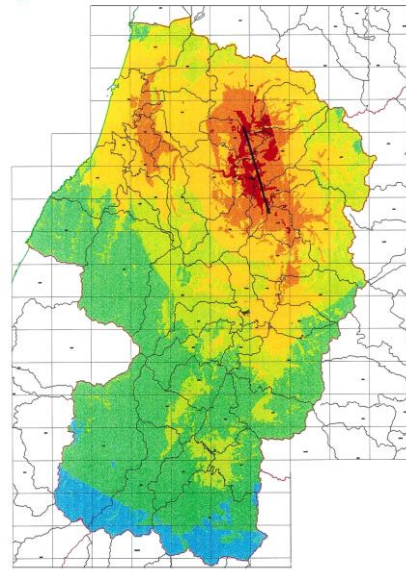
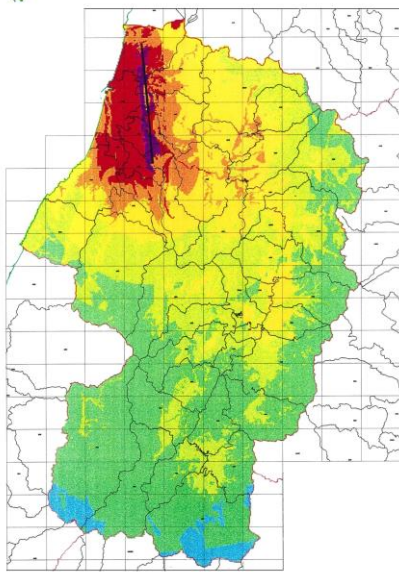
## ② 鉄道被害

「山形盆地西縁地震」における村山ブロック内では、左沢線が長期運行障害となる可能性が大きい。奥羽本線及び仙山線にも長期運行障害となる可能性がある。フラワー長井線には短期運行障害の可能性はある。

尾花沢市周辺においては、発災後、液状化、揺れ・断層、落石崩壊、橋梁破損等により鉄道運行障害が発生すると想定される路線は次のとおりである。

路線名	自 一 至	備考
奥羽本線（山形線）	新庄—大石田	軽微な損傷（通行可能）
奥羽本線（山形線）	大石田—村山	長期運行障害の可能性あり

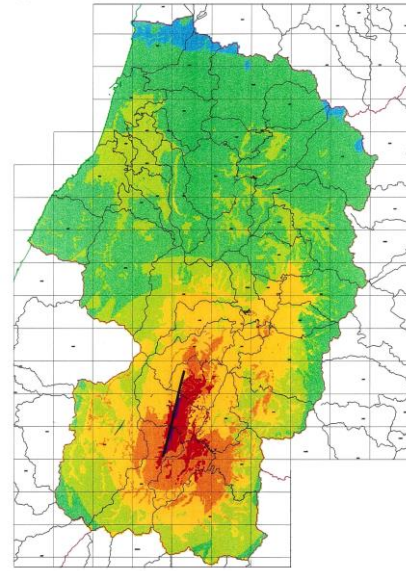
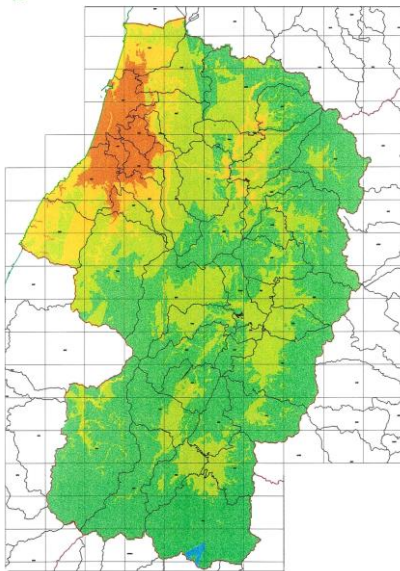
「想定地震における震度分布図」



庄内平野東縁地震

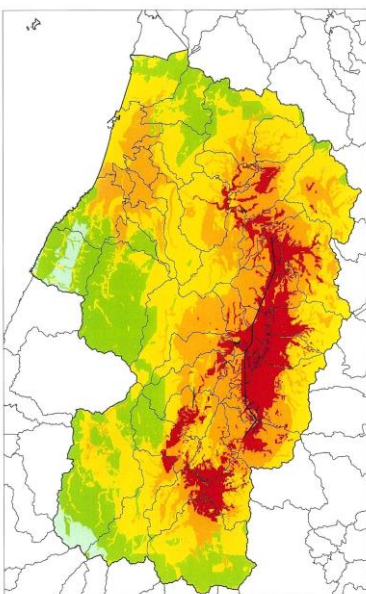
新庄盆地周辺地震

凡 例	
	震度3以下
	震度4
	震度5弱
	震度5強
	震度6弱
	震度6強
	震度7



山形県西方沖地震

長井盆地西縁地震



凡 例	
	震度3以下
	震度4
	震度5弱
	震度5強
	震度6弱
	震度6強
	震度7

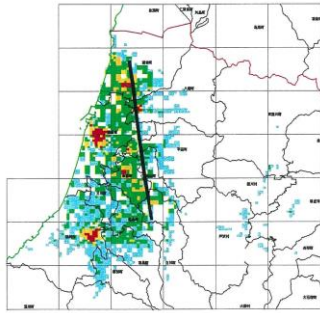
山形盆地断層帯地震

震度分布

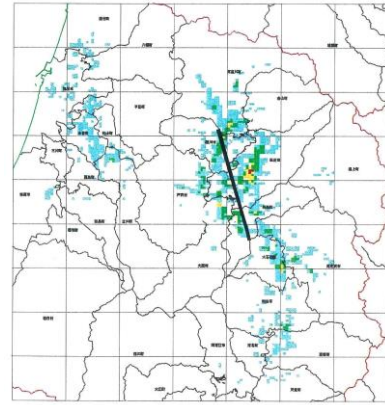
資料：山形県文化環境部(1998)「山形県地震対策基礎調査」

：山形県文化環境部(2002)「山形盆地断層帯被害想定調査」

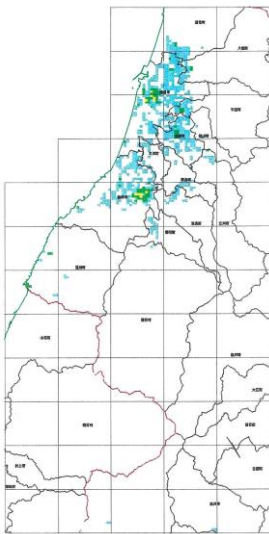




庄内平野東縁地震



新庄盆地周辺地震

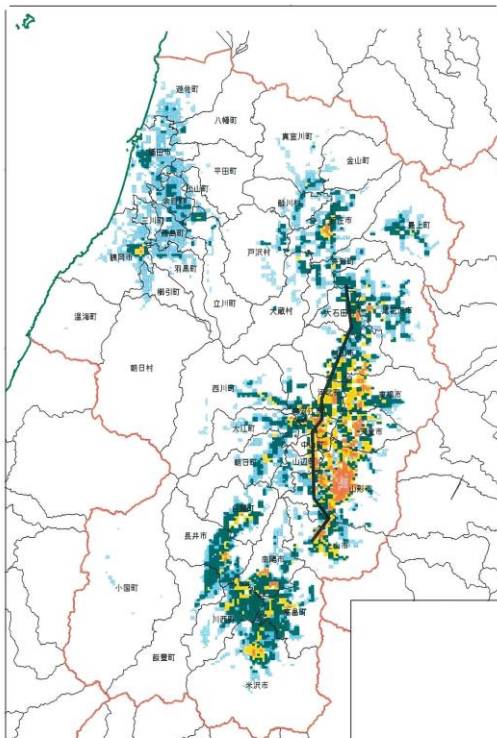


山形県西方沖地震

凡 例	
	0.1棟/500m メッシュ未満
	1棟/500m メッシュ未満
	5棟/500m メッシュ未満
	20棟/500m メッシュ未満
	100棟/500m メッシュ未満
	100棟/500m メッシュ以上



長井盆地西縁地震



山形盆地断層帯地震

凡 例	
	0.1棟/500m メッシュ未満
	1棟/500m メッシュ未満
	5棟/500m メッシュ未満
	20棟/500m メッシュ未満
	100棟/500m メッシュ未満
	100棟/500m メッシュ以上

全壊棟数分布

資料：山形県文化環境部(1998)「山形県地震対策基礎調査」

：山形県文化環境部(2002)「山形盆地断層帯被害想定調査」

## 第3章 防災ビジョン

### 第1節 計画の基本理念と基本目標

住民の尊い生命と貴重な財産を災害から守り、安全で安心な住民生活を確保することは、市政における最も基本的な課題であり、市政の原点である。

平成23年3月11日三陸沖を震源に発生した東北地方太平洋沖地震は国内観測史上最大のマグニチュード9を記録し、津波や火災等で東北地方において死者18,900人を越える死者、行方不明者を出すなど未曾有の災害をもたらした。本市においても、最大震度5強を観測し、人的被害を始め、建物、道路、ライフラインなど多くの被害を被った。また、地震を起因とする原子力発電所事故に伴う放射性物質の放出は、農畜産物や本市産業経済にも多くの損害をもたらした。

我々の住んでいる社会が自然災害に対して脆弱であることを改めて認識させた。地域防災計画の策定にあたっては、これらの災害を教訓に、防災体制の確立及び住民の防災意識の高揚を図り「災害に強いまちづくり」を一層推進しなければならない。

本市では豊かな自然と歴史の中で温もりあふれる先人たちが育んできた地域資源を基礎としながら、本市の持つポテンシャルを再認識しながら持続可能なまちづくりを総合的かつ計画的に進めるため、「このまちでともに生きる しあわせな時を刻むまち 尾花沢」を将来像とする第7次尾花沢市総合振興計画（ひとが活きる みらい尾花沢しあわせプラン）を策定した。当該計画では、基本目標「暮らしやすく住み続けられるまち」において、総合的な防災体制の確立を目指している。

第7次尾花沢市総合振興計画と本計画の第2章防災アセスメントで把握された、地域の災害危険性を対応させながら、住民の生命と財産を災害から守り、安全で安心な住民生活を確保するために、防災計画の基本理念と基本目標を次のように定める。

#### <基本理念>

暮らしやすく住み続けられるまち

#### <基本目標>

災害に強い「まちづくり・人づくり・システムづくり」を進め、風水害及び土砂災害による被害、内陸直下型地震による被害等を最小限にとどめる。



## 第2節 防災施策の大綱

基本目標を達成するために防災施策の大綱を以下のとおり定める。

### 1 災害に強いまちづくり

#### (1) 風水害対策の推進

本市は、気候的、地理的な条件から、集中豪雨による河川の氾濫等風水害が発生しやすいため、今後も河川やため池の改修、下水道及び治水施設の整備、水防体制、避難体制の強化等を図るほか、市内の総合的な「風水害対策」の強化に努める。さらに、令和2年7月豪雨により最上川水系流域で甚大な被害が発生したことを踏まえ、本市を含む最上川水系流域においては、国、県、市町村等が連携し、流域における浸水被害の軽減を図ることを目的とした「最上川水系流域治水プロジェクト」を推進する。

#### (2) 土砂災害対策の推進

本市は、起伏の激しい山間部や台地に囲まれていることから、急傾斜地崩壊、地すべり及び土石流の危険性が高い。このため、施設・設備等ハード面での土砂災害対策の推進とともに、情報の伝達、避難体制の整備、集落及び家屋等の孤立化に対する防災体制の整備等ソフト面での対策を推進する。

#### (3) 地震災害対策の推進

市及び関係機関は、地域の耐震化・不燃化の推進や、避難体制の整備、負傷者の搬送体制の整備、ヘリポート等の整備、情報通信基盤の整備、水道・電気・電話をはじめとしたライフラインの災害対策事業の推進等社会基盤の整備を図る。

住民・事業所員は、家屋の耐震化、屋内の家具・事務機等の転倒防止、自動消火装置付き器具の使用、看板等の転倒・落下防止等、家庭・職場の耐震化、防火対策に努める。

#### (4) 雪害対策の推進

本市は、気候的、地理的な条件から、冬期間の積雪やなだれ等の危険性が高い。このため、市及び関係機関は、除雪体制の強化、流雪溝・防雪柵の整備及び雪崩防止対策に努める。住民、事務所員は雪処理における事故の防止に努める。

#### (5) 原子力災害

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に起因する東京電力福島第一原子力発電所における事故を教訓として、原子力災害（隣接県の原子力発電所における大規模な事故及び放射性物質の輸送中に発生した事故により、放射性物質が大量に放出されることによる災害）が発生した場合に備え、住民の心理的動揺や混乱を出来る限り抑えるとともに、生命又は身体の保護を目的とした屋内退避及び避難誘導等の対策の推進を図る。

#### (6) その他の災害対策の推進

本市におけるその他の災害は、気候的、地形的、社会的条件から、大規模な火災、危険物の爆発等が挙げられる。これらの災害については、他の災害の対策と併せ、各施設管理

者による安全管理体制の強化、応急資機材の整備、避難体制の整備の推進を図る。

### (7) 複合災害への対応

複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複雑化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性を認識し、災害対策本部の運営にあたる。

複合災害を想定した机上訓練を行うとともに、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定（積雪時の地震等）し、要員の参集、合同の災害対策本部の立上げ等の実動訓練の実施に努める。

## 2 災害に強い人づくり

### (1) 自助能力の向上

大規模な災害においては、現場での適切な初期活動が地域の被害を軽減する。特に同時多発の場合人命救助等に行政の緊急活動が行き渡らない可能性もあるため、住民の災害時の役割は極めて重要である。

このため、市は、地域及び職場等を通じて住民の防災意識の高揚を図るとともに、防災教育や防災訓練を通じて、災害時における個人の防災活動力の向上を図る。さらに、平常時の福祉ボランティア活動等を活性化し、災害時の防災活動力の向上につなげる。

加えて、住民一人一人が確実に避難できるようになることが必要であることから、地域の関係者の連携の下、居住地、職場、学校等において、地域の災害リスクや自分は災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）等の是正など必要な知識を教える実践的な防災教育や避難訓練を実施する。

### (2) 共助能力の向上

近年、生活様式の都市化によって住民の相互扶助機能が希薄化し、また、住民の3人に1人が高齢者という高齢化の進展により、要配慮者が増加していることから、防災活動における自主防災組織の役割がますます大きくなってきている。このため、市は、住民の自主防災意識の向上を図り、地域単位及び施設単位での自主防災組織の育成、支援を図る。

## 3 災害に強いシステムづくり

### (1) 役割・機能分担の明確化

市、関係機関、住民・事業所等のそれぞれが、「防災初動体制マニュアル」の作成など、災害時に「いつ、どこで、だれが、なにを、どうするか」といった役割・機能分担を明確にし、確実に実行できるようにする。

### (2) 地域防災計画と応援体制の充実

市は、各種災害に対応するため、地域防災計画をより実践的なものとして充実させ、広域応援体制やボランティアの受入体制等を整備し、総合的な防災体制の確立を図る。

また、大規模広域災害にも対応し得る即応体制を充実・強化するため、災害時における積極的な情報の収集・伝達・共有体制の強化や、国と地方公共団体間及び地方公共団体間の相互支援体制を構築する。

### (3) 防災・救助体制の整備

- ① 市役所庁舎・消防施設等防災活動拠点施設、避難施設、医療施設等の耐久化・耐震化、食料・水・生活必需品・救助資機材・医薬品等の備蓄、多様な消防水利の確保、耐震性貯水槽の設置等、緊急時の防災活動のための施設・設備の整備を図る。
- ② 災害時において、地域住民への情報伝達を迅速かつ適確に行うため、防災行政無線をはじめとする災害広報手段の整備を図るとともに情報収集や伝達体制の充実に努める。また、効果的・効率的な防災対策を行うため、AI技術やSNSの活用など、国・県等と連携のうえ、災害対応業務のデジタル化の検討を進め、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図る。
- ③ 要配慮者に配慮した防災・救助体制の整備を推進する。
- ④ 住民等の円滑かつ安全な避難を確保するため、ハザードマップの作成、避難指示等の判断基準等の明確化、緊急時の指定緊急避難場所の指定及び周知徹底、立退き指示等に加え必要に応じた「緊急安全確保」の指示、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成及び活用を図る。
- ⑤ 避難生活から生活再建に至るまで必要な支援を適切に提供するため、指定避難所の指定、周知徹底及び生活環境の確保、新型コロナウイルス感染症等の発生を踏まえた避難所における避難者の過密抑制など感染症対策、円滑な支援に必要な罹災証明書の発行体制の整備、積極的な被災者台帳の作成及び活用を図る。

### (4) 業務継続性の確保

災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図るものとする。

また、自ら保有するコンピュータシステムやデータのバックアップ対策を講じるとともに、企業等における安全確保に向けての自発的な取組を促進する。

加えて、実効性ある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂等を行うものとする。

特に、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多

様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務について定めておく。

## 第4章 防災関係機関の事務又は業務の大綱

### 第1節 防災関係機関の事務又は業務の大綱

#### 1 防災関係機関等の責務

市をはじめ県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及びその他の防災関係機関の責務を明確にするとともに、それぞれが分担して処理すべき業務の大綱を明らかにするものである。

##### (1) 市、市消防団

市は、地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災の第一次責任者として、県、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て、防災活動を実施する。

##### (2) 県

県は、県内の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害が市の区域を越えて広域にわたるとき、災害の規模が大きく市で処理することが不相当と認められるとき、又は防災活動内容において、統一的処理を必要とする場合、市町村間の連絡調整を必要とするとき等に、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関及びその他の地方公共団体の協力を得て、防災活動を実施する。また市が行う防災活動を援助し関係機関との調整を行うものとする。

##### (3) 自衛隊

陸上自衛隊第6師団長は、自衛隊法第83条に基づき、県知事の要請を受け、災害派遣を実施するものとする。ただし、災害に際し、特に緊急を要し、県知事の要請を待ついとまがない場合は、要請を待つことなく災害派遣を行うものとする。

##### (4) 指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及びその他公共的団体

市の地域に係る指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及びその他公共的団体は、自ら防災活動を実施するとともに市の行う防災活動に対し、それぞれの業務に応じて援助・協力するものとする。

##### (5) 防災上重要な関係団体及び関係業者

市の地域に防災上関係する民間団体企業等は、自ら自主防災組織を編成し防災活動を実施するとともに、市の行う防災活動に対し、それぞれの業務に応じて援助・協力するものとする。

#### 2 住民の責務

「自分のことは自分で守る（自助）。自分たちの地域は自分たちで守る（共助）。」ことが防災の基本であり、住民は、その自覚をもち、平素から災害に備えるための手段を講

じておくことが重要である。特に大規模地震発生時には、防災関係機関の初期活動が制限されることが予想されるため、住民は、自分の安全が図られるよう行動するとともに、近隣の住民と連携し、消火や救助、救急活動に積極的に取り組むものとする。

### 3 処理すべき事務又は業務の大綱

災害対策基本法第42条第2項第1号の規定により、市及び市内の公共団体、その他防災上重要な管理者はそれぞれの所掌事務を通じ、市の地域に係る防災に寄与するものとし、それぞれの防災に関し処理すべき事務又は業務の大綱は次のとおりである。

(1) 尾花沢市

機 関 名	災害予防対策	災害応急対策	復 旧 対 策
<p>尾花沢市 電話；0237-22-1111</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 尾花沢市防災会議に関すること。</li> <li>2 管内における公共的団体及び住民の自主防災組織の育成指導に関すること。</li> <li>3 災害及び防災に関する科学的研究とその成果の実現に関すること。</li> <li>4 防災に係る気象、地象及び水象の観測、予報、情報その他の業務に関する施設、設備及び組織の整備並びに災害の予報及び警報の伝達の改善に関すること。</li> <li>5 防災意識の高揚及び災害安全運動に関すること。</li> <li>6 防災に係る教育及び訓練に関すること。</li> <li>7 通信施設及び組織の整備に関すること。</li> <li>8 水防、消防、救助その他の災害応急に関する施設及び組織の整備、並びに物資及び資機材の備蓄に関すること。</li> <li>9 治山治水その他地域の保全に関すること。</li> <li>10 建物の不燃堅牢化その他都市の防災構</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害対策本部の設置及び運営に関すること。</li> <li>2 指定地方行政機関の長等及び県知事に対する職員の派遣要請並びに他の市町村長に対する応援の要求に関すること。</li> <li>3 県知事の委任を受けて行う、災害救助法に基づく被災者の救助に関すること。</li> <li>4 損失及び損害補償並びに公的徴収金の減免等に関すること。</li> <li>5 災害情報の収集に関すること。</li> <li>6 災害広報に関すること。</li> <li>7 災害予警報等の情報伝達、並びに避難の指示及び警戒区域設定に関すること。</li> <li>8 被災者の救助に関すること。</li> <li>9 消防活動及び浸水対策活動に関すること。</li> <li>10 緊急輸送の確保に関すること。</li> <li>11 ライフラインの確保に関すること。</li> <li>12 公共土木施設、農地・農業用施設及び</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 被災者のための相談に関すること。</li> <li>2 見舞金等の支給等に関すること。</li> <li>3 雇用の安定に関すること。</li> <li>4 住宅対策に関すること。</li> <li>5 租税の特例措置に関すること。</li> <li>6 農林漁業者及び中小企業等に対する金融対策に関すること。</li> <li>7 公共施設等の災害復旧に関すること。</li> </ol>

機 関 名	災害予防対策	災害応急対策	復 旧 対 策
	<p>造上の改善、災害危険区域の指定及び対策に関すること。</p> <p>11 災害発生の防ぎよ又は拡大防止のための措置に関すること。</p>	<p>林地・林業用施設等に対する応急措置に関すること。</p> <p>13 農産物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置に関すること。</p> <p>14 食料その他の生活必需品の需給計画に関すること。</p> <p>15 災害時の清掃、防疫その他保健衛生の応急措置に関すること。</p> <p>16 被災児童及び生徒に対する応急の教育に関すること。</p> <p>17 被災要配慮者に対する相談及び援護に関すること。</p>	



(2) 山形県

機 関 名	災害予防対策	災害応急対策	復 旧 対 策
<p>山形県 (村山総合支庁) 電話 ; 023-621-8288 (村山保健所) 電話 ; 023-627-1100</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 山形県防災会議に関すること。</li> <li>2 防災関係機関相互の総合調整に関すること。</li> <li>3 災害及び防災に関する科学的研究とその成果の実現に関すること。</li> <li>4 防災に係る気象、地象及び水象の観測、予報、情報その他の業務に関する施設、設備及び組織の整備並びに災害の予報及び警報の伝達の改善に関すること。</li> <li>5 防災思想の普及及び災害安全運動に関すること。</li> <li>6 防災に係る教育及び訓練に関すること。</li> <li>7 通信施設及び組織の整備に関すること。</li> <li>8 水防、消防、救助、その他の災害応急に関する施設及び組織の整備並びに物資及び資機材の備蓄に関すること。</li> <li>9 治山治水その他県土の保全に関すること。</li> <li>10 建物の不燃堅ろう化、その他都市の防災構造上の改善、災</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 県災害対策本部の設置及び運営に関すること。</li> <li>2 防災関係機関相互の総合調整に関すること。</li> <li>3 市町村の実施する被災者の救助の応援及び調整に関すること。</li> <li>4 自衛隊の災害派遣要請に関すること。</li> <li>5 指定行政機関に対する職員の派遣要請に関すること。</li> <li>6 建設機械及び技術者の現況把握並びにその緊急使用又は従事命令に関すること。</li> <li>7 損失及び損害補償並びに公的徴収金の減免等に関すること。</li> <li>8 応急措置のための財産又は物品貸付けに関すること。</li> <li>9 市町村の実施する消防活動及び浸水対策活動に対する指示、援助に関すること。</li> <li>10 災害救助法に基づく被災者の救助に関すること。</li> <li>11 災害予警報等の情</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 被災者のための相談に関すること。</li> <li>2 見舞金等の支給等に関すること。</li> <li>3 雇用の安定に関すること。</li> <li>4 生活関連物資の需給・価格状況の調査等に関すること。</li> <li>5 住宅対策に関すること。</li> <li>6 租税の特例措置に関すること。</li> <li>7 農林漁業者及び中小企業等に対する金融対策に関すること。</li> <li>8 公共施設等の災害復旧に関すること。</li> </ol>

機 関 名	災害予防対策	災害応急対策	復 旧 対 策
	<p>害危険区域の指定及び対策に関すること。</p> <p>11 災害発生の防ぎよ又は拡大防止のための措置に関すること。</p> <p>12 在宅の災害時要配慮者対策に関すること</p>	<p>報伝達並びに災害情報の収集伝達に関すること。</p> <p>12 災害広報に関すること。</p> <p>13 緊急輸送の確保に関すること。</p> <p>14 ライフラインの確保に関すること。</p> <p>15 公共土木施設、農地・農業用施設及び林地・林業用施設等に対する応急措置に関すること。</p> <p>16 農作物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置に関すること。</p> <p>17 食料その他の生活必需品の需給調整に関すること。</p> <p>18 災害時の防疫その他保健衛生の応急措置に関すること。</p> <p>19 被災児童及び生徒に対する応急の教育に関すること。</p> <p>20 被災要配慮者に対する相談及び援護に関すること。</p> <p>21 その他市町村の応急措置の実施又は応援の指示及び代行に関すること。</p>	
<p>山形県警察本部 (尾花沢警察署) 電話；0237-24-0110</p>	<p>1 災害警備用の装備資機材及び交通安全施設の整備充実に関</p>	<p>1 災害情報及び交通情報の収集に関すること。</p>	

機 関 名	災害予防対策	災害応急対策	復 旧 対 策
	すること。 2 災害警備の教養訓練に関すること。 3 防災広報に関すること。	2 被災者の救助及び避難誘導に関すること。 3 交通規制、緊急通行車両の確認及び緊急輸送路の確保に関すること。 4 行方不明者の調査及び死体の検視に関すること。 5 犯罪の予防・取締り、混乱の防止、その他秩序の維持に関すること。	

(3) 指定地方行政機関

機 関 名	災害予防対策	災害応急対策	復 旧 対 策
東北財務局 (山形財務事務所) 電話 023-641-5177			<ol style="list-style-type: none"> <li>1 金融機関の業務運営の確保に関すること。</li> <li>2 県及び市町村の災害対策に係る地方債に関すること。</li> <li>3 県及び市町村に対する災害つなぎ資金の融通に関すること。</li> <li>4 公共団体が応急措置の用に供する普通財産の貸付けに関すること。</li> </ol>
東北農政局 (山形県拠点) 電話 ; 023-622-7231	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 農地防災事業及び地すべり対策事業の実施に関すること。</li> <li>2 防災教育、総合訓練及び農家に対する防災思想の普及並びに防災営農体制の確立指導に関すること。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害情報の収集、種もみの備蓄及び供給、病虫害の防除、家畜の伝染病予防及び飼料の確保、土地改良機械の現況把握及び緊急使用措置、技術者の動員措置に関すること。</li> <li>2 災害時における応急用食料の調達・供給に関する情報収集・連絡に関すること。</li> </ol>	農地及び農業用施設並びにこれらの関連施設の災害復旧、直轄代行災害復旧事業、鉦害復旧事業、災害金融に関すること。
山形森林管理署 電話 ; 0237-86-3161	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 治山事業及び地すべり対策事業の実施に関すること。</li> <li>2 防災教育及び防災訓練の実施並びに森林火災の防止に関すること。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害情報の収集、災害復旧用材の供給に関すること。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 林地、林道及び林業施設の災害復旧に関すること。</li> </ol>
仙台管区气象台 (山形地方气象台)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 防災気象情報の理解促進、防災知識の</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 気象、地象、地動及び水象の観測並び</li> </ol>	気象、地象（地震にあっては、発生した断

機 関 名	災害予防対策	災害応急対策	復 旧 対 策
<p>電話；023-622-2262</p>	<p>普及啓発に関すること。</p> <p>2 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること。</p> <p>3 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること。</p>	<p>にその成果の収集、発表に関すること。</p> <p>2 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）、及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説に関すること。</p>	<p>層運動による地震動に限る）、及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説等に関すること。</p>
<p>山形労働局 （村山労働基準監督署） 電話；0237-55-2815</p>	<p>1 大規模な爆発、火災等の災害防止に関すること。</p> <p>2 企業における防災の促進に関すること。</p>	<p>1 二次災害発生の防止に関すること。</p> <p>2 災害応急工事等に関する安全衛生の確保に関すること。</p>	<p>1 事業場の操業再開時における労働災害の防止に関すること。</p> <p>2 災害復旧工事等に関する安全衛生の確保に関すること。</p> <p>3 雇用安定等の支援に関すること。</p>
<p>国土交通省 東北地方整備局 （山形河川国道事務所 尾花沢国道維持出張所） 電話；0237-23-2521 （新庄河川事務所大石田出張所） 電話；0237-35-2024 （緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）・リエゾン）</p>	<p>1 防災上必要な教育及び訓練の実施並びに一般住民の防災意識高揚、防災知識の普及に関すること。</p> <p>2 通信施設、観測施設、防災用機械、資機材の整備に関すること。</p> <p>3 災害危険箇所における河川、海岸、砂防、道路施設等の防災事業推進に関すること。</p> <p>4 重要水防区域、地すべり防止区域及び道路通行規制区間に</p>	<p>1 災害に関する情報の収集及び予警報の伝達等に関すること。</p> <p>2 水防活動、土砂災害防止活動及び避難誘導等に関すること。</p> <p>3 建設機械及び技術者の現況把握に関すること。</p> <p>4 緊急災害派遣隊（TEC-FORCE）などによる災害時における復旧資材の確保に関すること。</p> <p>5 災害発生が予想</p>	<p>1 二次災害の防止及び迅速な復旧に関すること。</p>

機 関 名	災害予防対策	災害応急対策	復 旧 対 策
	<p>おける必要な措置並びに土石流危険区域の指導に関する事 こと。</p> <p>5 官庁施設の災害予防措置に関する事 こと。</p> <p>6 雪害予防施設及び除雪体制の整備に関する事 こと。</p>	<p>されるとき又は災害時における応急工事等の実施に関する事 こと。</p> <p>6 緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施に関する事 こと。</p>	

(4) 自衛隊

機 関 名	災害予防対策	災害応急対策	復 旧 対 策
陸上自衛隊第6師団 電話；0237-48-1151	1 防災関係資料の基礎調査、関係機関との連絡調整、災害派遣計画の作成、防災訓練、防災関係資器材等の整備点検に関すること。	1 災害派遣初動の準備体制強化及び関係機関の連絡員の派遣、情報収集等並びに災害関係予報及び警報の伝達に対する協力、関係機関からの要請若しくは緊急事態に伴う部隊等の派遣に関すること。 2 被害状況の把握、避難の援助、遭難者等の捜索救助、水防活動、消防活動、道路又は水路啓開に関すること。 3 診察、防疫の支援に関すること。 4 人員及び物資の緊急輸送、炊飯及び給水の支援、救援物資の無償貸付、又は譲与、交通規制の支援に関すること。 5 危険物の保安及び除去、その他臨機の必要に対し自衛隊の能力で対処可能な措置に関すること。	1 自衛隊法第100条に基づく土木工事等の受託に関すること。

## (5) 指定公共機関

機 関 名	災害予防対策	災害応急対策	復 旧 対 策
東日本電信電話株式会社山形支店 (設備部サービス運営部門山形災害対策室) 電話 ; 023-621-9181	1 高度情報網の確立と既設設備の整備による通信設備の安定化並びに防災に関すること。	1 大津波警報・津波警報の伝達に関すること。 2 災害時における通信の確保、利用調整及び料金の減免に関すること。	1 避難指示等により実際に電話サービスを受けられない契約者の基本料金の減免等、料金の特例に関すること。 2 電気通信施設の災害復旧に関すること。
株式会社NTTドコモ東北支社	1 移動通信網の確立と既設設備の整備による通信設備の安定化並びに防災に関すること。	1 災害時における移動通信の確保に関すること。	1 移動通信設備の災害復旧に関すること。
KDDI株式会社	1 移動通信網の確立と既設設備の整備による通信設備の安定化並びに防災に関すること。	1 災害時における移動通信の確保に関すること。	1 移動通信設備の災害復旧に関すること。
ソフトバンク株式会社	1 移動通信網の確立と既設設備の整備による通信設備の安定化並びに防災に関すること。	1 災害時における移動通信の確保に関すること。	1 移動通信設備の災害復旧に関すること。
楽天モバイル株式会社	1 移動通信網の確立と既設設備の整備による通信設備の安定化並びに防災に関すること。	1 災害時における移動通信の確保に関すること。	1 移動通信設備の災害復旧に関すること。
日本赤十字社 (山形県支部) 電話 ; 023-641-1353		1 災害時における傷病者の医療救護に関すること。 2 被災者に対する救援物資の配分に関すること。 3 こころのケアに関すること。	



機 関 名	災害予防対策	災害応急対策	復 旧 対 策
		4 赤十字ボランティアの活動の指導に関する事 5 義援金の募集受付に関する事	
日本放送協会 (山形放送局) 電話 ; 023-625-9511	1 災害予防の放送に関する事。	1 気象予報、注意報、警報、特別警報及び災害情報等放送に関する事。 2 救援奉仕活動及び奉仕団体等の活動に対する協力に関する事。	1 放送施設の災害復旧に関する事。
東日本高速道路(株) (東北支社山形管理事務所) 電話 ; 023-686-5980	1 所轄する有料道路の災害防止に関する事。	1 災害時の所轄有料道路における輸送路の確保に関する事。 2 災害時における緊急車両の通行料金免除に関する事。	1 所轄する有料道路の災害復旧に関する事。
日本通運株式会社 (山形支店) 電話 ; 023-623-4111		1 物資等の各種輸送計画の策定及び実施に関する事。 2 緊急及び代行運送体制の確立及び貨物の損害防止に関する事。	
東北電力株式会社 (山形支店) 電話 ; 023-641-1321 東北電力ネットワーク株式会社 (新庄電力センター) 電話 ; 0120-175-377	1 発電、変電、送電及び配電施設並びに設備の新設、改良及び維持に関する事。	1 災害時における電力供給の確保及び調整に関する事。	1 電気料金の支払い期限の延伸等、料金の特例に関する事。 2 電力供給施設の災害復旧に関する事。
日本郵便株式会社 (尾花沢郵便局) 電話 ; 0237-22-1160	1 災害発生時の郵政事務の運営確保体制整備に関する事。		1 災害時における日本郵便株式会社の業務運営の確保に関する事。

機 関 名	災害予防対策	災害応急対策	復 旧 対 策
			ること。 2 災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策に関すること。 3 (株)ゆうちょ銀行の非常取扱について、各社から要請があった場合の取扱いに関すること。

(6) 指定地方公共機関

機 関 名	災害予防対策	災害応急対策	復 旧 対 策
山形放送株式会社 電話；023-622-6161 株式会社山形テレビ 電話；023-645-1211 株式会社テレビユー山形 電話；023-624-8111 株式会社さくらんぼテレビジョン 電話；023-635-2111 株式会社エフエム山形 電話；023-625-0804	1 災害予防の放送に関すること。	1 気象予報、注意報、警報、特別警報及び災害情報等の放送に関すること。 2 救援奉仕活動及び奉仕団体の活動に対する協力に関すること。	
山交バス株式会社 電話；023-647-5171 寒河江営業所 電話；0237-86-2181 庄内交通株式会社 電話；0235-22-2600 第一貨物株式会社新庄支店 電話；0233-22-6066 公益社団法人山形県トラック協会		1 災害時における自動車輸送の確保及び緊急輸送の実施に関すること。	

## (7) 公共団体

機 関 名	災害予防対策	災害応急対策	復 旧 対 策
尾花沢市大石田町環境衛生事業組合 電話；0237-23-2161	1 災害時の緊急非常配備、動員体制計画に関すること。	1 災害時の飲料水の確保及び応急対策に関すること。 2 災害時における汚染ゴミ、し尿等の収集処理対策に関すること。	1 環境衛生事業の災害復旧対策に関すること。

## (8) 公共的団体

機 関 名	災害予防対策	災害応急対策	復 旧 対 策
みちのく村山農業協同組合 (尾花沢営農センター) 電話；0237-22-2020		1 共同利用施設の応急対策に関すること。	1 共同利用施設の復旧に関すること。 2 被災組合員に対する融資及びあっせんに関すること。
尾花沢市医師会 電話；0237-23-2125	1 災害医療救護の編成計画に関すること。	1 災害時における医療救護に関すること。	
災害応急対策又は災害復旧に必要な物資若しくは資材又は役務の供給又は提供を業とする者(スーパーマーケット、コンビニエンスストア等)		1 災害時における事業活動の継続的实施及び市が実施する防災に関する施策への協力に関すること。	
住民	1 食品、飲料水その他の生活必需物資の備蓄や防災訓練への参加に関すること。		

## (9) 防災上重要な関係団体、関係業者

公共的な団体である尾花沢市商工会、尾花沢市建設業協会、尾花沢市大石田町危険物安全協会、尾花沢市社会福祉協議会、又は建築業者、一般運送業者、危険物・高圧ガス等貯蔵施設管理者及び販売業者、電気工事業者、尾花沢大石田管工事協同組合等、その他の防災上重要な施設の管理者は、それぞれの事務、又は業務要綱等に基づき関係機関と協力して、災害応急措置及び災害復旧事業を行うものとし、本計画で定める災害予防対策、災害応急対策、災害復旧対策活動に協力するものとする。

